

機関では、相当こういう事例が多い。またひとり都市にとどまらず、逐次これが地方と申しますか、波及していく傾向もあるというふうに考えられますので、金融機関の経営の健全性を保ちますためには、もとより金融機関の経営者にも大いに自省を促し、こういう取引をすることを慎みすべきであります。同時に、現在の法制をもつていたしますれば、そういう預金者、あるいはそういう預金の媒介をなすものというものを取り締まる規定がございせんので、ぜひこの際、金融機関の経営をより健全ならしめる意味におきまして、こういう法律案を御審議いただきまして御通過を願いたい、こういうわけでございします。

なお、金融機関の経営を健全ならしめるという建前から、いわゆる預金者保護という問題を金融制度調査会という審議をしていただいたのであります。預金者保護の一環といたしまして、やはりこの預金等にかかると不当契約の取締りをするのが適当であるというところを、金融制度調査会からも答申をいただきましたので、私の方、平素ぜひこういう法律案をお願いしたいと考えておりましたことと金融制度調査会の答申と相待ちまして、今回の法律案を御審議いただいております。おのや次第でございします。

○横領委員 出された理由についての抽象的な意味はわかったわけですが、これをどうしても出さなければならぬという強い理由、根拠、そういうものについては触れていないような気がするのです。そこで、さらにもう少し突っ込んでお聞きしたいのですが、しからば、ここにおいて預金等にかかわ

る不当契約ということですね、不当契約とは具体的に一体どういうことを言うておるのか、この点をさらに一つお述べいただきたい。

○東條政府委員 どういうものを不当契約とするかという点であります。これは、御審議をいただいております法律案の第二条に規定いたしておりますが、金融機関に預金等をいたしますものが、一つは、成規の金利のほかに、特別の金銭上の利益を得る目的とすることが第一の要件でございします。それから先ほども申し上げましたように、その預金と見合いに、第三者に對しまして金融機関から資金の融通が行われる、あるいはその第三者のたのめ債務を保証するというのが第二の要件でございまして、その意味におきまして、預金等をいたしました者とその特定の第三者との間に意思の疎通がなければならぬという意味におきまして、その特定の第三者と通ずるという行為の要件があるわけでございします。それから第三番目の要件といたしましては、その預金等がその債権につきましての担保にならない。担保になります場合は、期限が参りまして、貸付金の債権の回収がつかない場合におきましては、申すまでもなく担保処分等が行われるわけでありますので、担保にならないということが要件であります。それからさような資金の融通を第三者に對しましてする、あるいは債務の保証をするというところは、その預金が行われますからそういう契約が行われるという意味におきまして、その当該預金等と関連がなければならぬというところが、さらに第四の要件でございします。

これは、直接預金者に関する場合であります。中間に媒介者があるという場合にはおきまして同様のことでありまして、媒介をいたします者が、その預金等をいたします者に、やはり特別の金銭上の利益を得させるという目的がなければならぬ。また特定の第三者と通じておらなければならぬ。それから同様に、預金等が担保に はなつておらない、担保として提供されておらないということ、さような点につきましては、全くこの直接預金等をいたします場合と同様でございします。

それからなお念のため申し上げたいと思ひますのは、こういう中間に媒介業者が立ちます場合でありまして、預金等をいたしましたその預金者自体といたしましては、別にその見合いの貸付が行われておるとか、あるいは債務の保証がせられておるとか、さようなことは関知しないという場合におきましては、今申し上げました媒介をなした者に對しまして、それが不当行為として規定せられるということになるわけでありまして、相手方の金融機関につきましては、これとらにはならぬなりまして、今申し上げましたような不当の契約がせられるという場合におきまして、そういう要件を充足いたします場合におきまして、やはり相手方たる金融機関が不当な契約をやったことにならぬ、かような趣旨でございします。

○横領委員 今の御答弁を承ると、不当契約ということが預金にかかってくるというよりも、これは貸付にかかってくる。貸付に際しての第三者との融通、あるいは債務の保証、あるいは担保にならない場合の関連性、

こういったふうな問題は、端は預金に発するかしらなないが、その後の金融機関としての行為は、これは貸付業務に関する行為なのです。従つて、これが預金等にかかわる不当契約という名称から受ける内容というものと、その取り締まる内容としておられる実体というものは、いわゆる不当なる競争をして預金を集める、そういうような表題をつけておいて、実際はこれに伴つてくるところの貸付に対する制限であるということ、名と体とは合わないというところからこういうことをされたのですか。

○東條政府委員 お話しのように、直接いわば取締りの対象となりますものは、特定の第三者に對する資金の融通であり、あるいは当該第三者のたのめ債務の保証をするという契約でございしますけれども、その契約を取り締まりたいというゆえんのもの、今お話しがございましたように、預金というものに關しては、つまり預金と見合いになつておる、そして第三者と意思が通じておる、またその預金等が担保にならない、また預金等をなします者が、特別の金銭上の利益を得る目的が必要であるといういろいろの要件がございします。その意味におきましては、預金と増減不可分ということが当然ございまして、つまり預金というものがなければ、こういう不当契約も取り締まるという必要はないわけでありまして、いわば預金等と一体的な不当契約というものであるという意味におきまして、預金等にかかる不当契約の取締りということにいたしましたわけござ

います。

○横領委員 述べられる点は、それでわかるのですが、しからば、これは預金に關係したものをだけを取り締まろうとしておる。それでは、これを貸付を中心にして、金融機関が成規の金利以外のものを取ろうとした場合、あるいは取る場合、こういうような点については触れてこないのですか。それは現行法で足りるのかどうか。

○東條政府委員 今のお話は、金融機関が貸付をいたします場合に、成規の金利以外のよい金利を徴収した場合のお話と承りましたが、その場合におきましては、臨時金利調整法の規定がございまして、それによつて、金融機関としては違法の行為をしたというところに相なるわけであります。また金利が非常に高い場合におきましては、利息制限法、あるいは出資の受入、預り金及び金利等の取締りに關する法律という別の法制がございまして、やはり同様、この規定に該當するそれぞれの条章によつて規制を受けま

すことも御承知の通りでございします。

○横領委員 銀行にいつて金を借りる場合に、こういう方法が一つ行われておる。というのは、初めての取引の場合には、その者に對してなかなか貸してくれない、そこで、ここに銀行と信用のある者を通じてのトンネルの貸付が行われて、ここにトンネル料が払われるというところが今日問々行われておる。この場合に、ここにトンネル料を払うということは、現行法において取締りの対象の中にあるかどうか。

○東條政府委員 金融機関としては、成規の金利しか徴集しておらない。しかしながら、途中にいわば媒介に立つ

ものがございまして、その媒介の手数料について制限があるかというお尋ねでございますが、この点につきましては、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の第四条に「金銭貸借の媒介手数料の制限」に関する規定がございまして、貸借の金額の百分の五に相当する金額をこえる手数料の契約をし、又はこれをこえる手数料を受領してはならない」という規定がございまして、その規定が該当することになります。

○横銀委員 その場合に、この借りよとするとAという者が信用度が低い、この場合に、直接貸しはなかなかならぬので、この保証というものを信用のある者に対してさせるわけです。その者に対して今度保証料というものを払わしておる。こういうような、いわゆる信用保証協会というものが公的にございまして、こういうものでなしに、個人的な信用保証というものを行わせて、この者と銀行との間には関連性がある、いわゆる銀行の外郭団体のような形で作ってある。こういうような方法が現実に行われているが、これに対しては、この法律あるいは現行法律でもって取り締ることができておるのかどうか。

○東條政府委員 今横銀委員の御質問の点は、事実関係をよく私は確めなければならぬと思います。つまり保証料の保証という意味が、当該債務者がかりに債務の弁済をいたさない場合におきまして、自分がかわって保証する、債務の弁済をしてやるという意味の成規のいわゆる債務保証であるか、あるいは私がただいま申し上げましたように、いわば中間のブローカー的な媒介

であるかという実態を私はよくきわめないと、抽象的に答え申し上げることは非常に危険だと思ひます。純然たる、つまり債務者が弁済をいたさない場合において自分がかわって債務を保証するという意味の保証の場合におきましては、出資の受入の法律の第四条の規定の該当はないというふうに解釈すべきものと心得ます。

○横銀委員 先ほどの御説明の中の、不当契約が行われる場合の担保にならない場合という項がございまして、この担保にならない場合というのは、預金そのものが担保にならない場合か、あるいは預金にかかわるところの担保物件、それが入らないという場合か、その点についてはいかがですか。

○東條政府委員 預金等そのものが担保にならないという意味でござい

○横銀委員 預金そのものが担保にならない場合は、直ちに取締り規則に触れてくる、こういう考え方が、担保は、大体預金であろうと物件であろうと変りがないのではないかと。一体銀行が貸し出しを行う場合の基準は、危険負担を一体どうするか、この危険負担を銀行が背負うか、出されたところの担保物件が背負うかということが、この不当なる貸し出しであるかないか、あるいは契約であるかどうかというところになると思うのですが、その場合には、不当なる貸し出しということと不当なる契約ということとは別個に考えておるのかどうか。

○東條政府委員 非常にくだらぬでございますが、大事な点でございまして、もう一回申し上げたいと思ひますが、預金等はもちろん担保として提供せら

れておらない、それから預金等をいたしました者が、成規の金利のほかに特別の金銭上の利益を得る目的がなければならぬ、第三者の意思の疎通がなければならぬという要件が兼ね備わらねばならないことは、御承知の上のお尋ねでございまして、この法律において取り締まりたいと考えておりますのは、第三者に対して資金の融通をする、あるいは第三者のために金融機関が債務を保証するという契約自体でございまして、その契約が行われなかったときには、これはいわばこの法律に該当するという法律構成をとっておりますのでございまして。

○横銀委員 成規の金利以外の支払いはないかぬという話でしたが、信用金庫等が積立預金等の募集をするとか、どこかの観光地への招待であるとか、あるいは何らかの景品をつけるとか、こういうような成規の金利以外の何らかのものをサービスという形で行なっておる。こういうようなものについてはどういう解釈を待っておられるか。

○東條政府委員 今のお尋ねは、預金が行われまして、その預金の成規の金利以外のいろいろなサービスの行われた場合、そういうケースでございまして、その場合におきましては、そのサービスの内容を検討いたしました上で、これが金利が変形したものというふうには認定いたしません。場合におきましては、臨時金利調整法違反である、こう解釈をいたしております。

○横銀委員 その金利に相当するといふものの判断ですね。これは、やはり相当しつかりとした判断でないといけないと思ひます。たとえば、募集する

場合に、何千本、何千口でもってどこそこ招待するというのを間々やっておるといふのが例ですね。あるいはまた、何年間の月掛けに入ってくるならば、これこれの景品を出しますというものは、やはりやっておる。これによつてひつかかるのか、あるいは直接はひつかからないが、判断いかんによつてはひつかかるのか、あるいはどの程度の金額は差しつかえないか、どれ以上は不当なものか、あるいは、そういうふうなことは一切裁量にまかせておるのかどうかですね。あるいはまた、そのものずばりにひつかかるのかどうか、この点についても少し明確に御答弁願ひたい。

○東條政府委員 具体的なケースでございまして、なかなか一般的に申し上げて、大事な問題でございまして、慎重を期さなければならぬと思ひます。とにかく預金をした、その預金と密接不可分の形において、成規の金利をこえるものを預金と不可分の形に払うという契約が行われる場合におきましては、厳格に申せば、やはり臨時金利調整法に違反するところを、場合が相当多いと思ひます。しかし、これは多く判断の問題でございまして、やはり事柄の具体的なケースを見まして、いわば常識的な、世間の常識というものもございまして、世間の常識というものの見地から総合的な判断をしなればならぬということであり、ますけれども、多くの場合、その預金と密接不可分であろうということであり、ますれば、やはり預金の金利の変形したものというふうに解釈すべき場合が多からう、私はそう思ひます。

○横銀委員 これは解釈の問題でなし

に、やはりもう少し明確に出なければいかぬのじゃないかと思ひます。というのは、たとえば、今温泉地に行つても、何々信用金庫御招待というのを、どんどんやっておるわけですね。これは、三年、五万円に一口入ると、熱海なら熱海に御招待をするというのを現実にやっておる。あるいは一年、一万円の月掛けに入れば、これに対しては、たとえば百円程度の品をサービス出すとかいうことは、現実の募集としてやっておるわけですね。従つて、これがひつかかるものなのかひつかからないものなのか、この内容に含んであるかどうか、この点は、あなた方が立案するときに當って十検討されていふと思ひます。従つて、この点今私具体的に申し上げましたから、もう少し明確にお答えいただきたい。

○東條政府委員 たとえば信用金庫なら信用金庫の会員である、その会員に對しまして、預金額が幾らあろうと、親睦の意味をもちまして、預金額等に関係なく、いわば定期的に行われるというふうな場合におきましては、直ちに申してこれが臨時金利調整法の違反であるというふうには解釈することは、相当難儀があると思ひます。しかし、預金の金額に比例をいたしまして、しかも世間の常識をもつていたしますと、それは普通のいわば親睦とか、そういうことではない程度の、いわばサービスなりあるいは物品なりがそういう形において提供せられるという場合におきましては、これはやはり臨時金利調整法で取り締まっておりますところの預金の金利が変形したというふうに見えるべき場合が多いように思ひます。要は横銀委員の仰せのように、この問題につきましては、個々の場合々々で、総

合的な、しかも公正な判断をしなければならぬ問題である、こう考えます。

○横越委員 それでは、次に、この法律を出して取り締まりをしようとすることは、一応先般来起りつつあったところの導入預金関係の問題だと思つたのです。そこで、こういうような問題は、一流の金融機関には大体起らないと見ていいと思います。しかし三流の金融機関においてはこれが問々起る。その起る理由というのは、一つには資金量が乏しいということ、一つには経営の不熟練、この二つの点がやはり問題を起しやすさと思つたのですが、こういう点に対してはどういうふうな対策を立てて指導に臨まれないようにしようとしておられるのか、この点について御意見を伺いたい。

○東條政府委員 第一の点は、やはりこういう法律を待つまでもなく、いわゆる導入預金を相手にしないでという、金融機関の経営者に対しては絶えず反省と申しますか、警告と申しますか、そういうことを注意する。もちろんわれわれの注意を待つまでもなく、金融機関の経営者は当然心得ておりますけれども、念のため、そういうことについて機会あるごとに十分警告を発するというのが、直接的な問題だと思つた。しかしお尋ねの点は、そういうことでなくて、問題の根本的な解決はどういうことかという御趣旨であると思つたが、要は、金融機関として、絶えず経営の面におきましても経営の合理化に努めるとともに、預貯金の蓄積というじみちな努力を絶えず払って参る、そうして、その資金の運用といたしましては、金融機関として公共的な使命に恥じないよう

な貸し出しその他の資金運用に當つて参るといふ、金融機関として本来にやりに行ふべきことをじみちにやつていくということに尽きるのではなからうかと思ひます。

○横越委員 あまり抽象的過ぎて、何を御答弁願つたのかわからない、やはりこれだけの法律を出すのなら、単に取締りをして絶滅を期するのだということだけでは、私はなかなか根絶することはできないと思つたのです。問題は、そうでなしに、もつと根本的な、資金量をどうするか、あるいは経営不熟練をどうするか、そういうような点がこの法律と並んでやはり大蔵省の監督行政として確立されなければいかぬと思う。その点に關しては、ほとんど何も持っていない。ただ悪いことをした者をつかまえるのだ、悪いことをさせないのだということだけでは不十分なんです。だから、資金量増大の方策、経営上の熟練度を上げる、こういうような点について、もう少し積極的な対策が必要だと思つたのです。何かお持ちだろうと思つたのですが、お示しを願ひたい。

○東條政府委員 仰せの通りであります。私も大蔵省の銀行局の者は、絶えず今お話しのごさしました金融機関の資金の蓄積、あるいは資金運用の公共性を高める、あるいは経営の合理化というあらゆる面につきましましていろいろの通牒も出し、また監督指導に任じておる、それが実は私どもの仕事であるわけでありまして。

そこで、もう少し具体的にという御せでございしますが、やはりこの資金の蓄積ということにつきましては、金融機関といたしまして、特に相互銀行等

につきましては、相当多くの外務員といふものも持っておりますので、それぞれの金融機関の特色を生かしまして、十分その資金の蓄積、預金の吸収ということに積極的な努力を當然いたさなければならぬわけでありまして、われわれといたしまして、そういう点について遺憾のないようにということとを期しておるわけでありまして。従いまして、たとえば金融機関の店舗の問題等にいたしまして、店舗の配置が適正であるかどうかということにつきましましては、絶えず金融機関の経営者とよく相談をいたしまして、店舗の問題等につきましても、その配置その他について適正を期しておるといふことも、こまかいことではありますが、その一つの現われであります。また預金を吸収する面におきましても、そういう金融機関の職員の信用を高めるといふことが当然のことでありまして、その資質の向上等につきましても、たとえば各銀行それぞれでも絶えず職員の研修といたつてをやつておるわけでありま

すけれども、協会その他におきましても、団体的に切磋琢磨して研修する、資質の向上に努めるといふような、資質の向上というところにつきましても努力いたしておるわけでありまして。つまりはなほ説明不十分かもしれませんが、預金の吸収、自己資金の増強ということにつきましては、金融機関として最大の使命でありまして、人的にも物的にもあらゆる意味におきまして努力をいたしておりますし、役所といたしまして、いろいろな点について相談にも応じ、努めしめておるといふこととございします。

それから資金の運用の面におきましても、これは個々の金融機関、あるいは金融機関の種類によりまして、一がいには申されませんが、やはり金融機関としての公共性にかんがみまして、資金の貸付その他において、できるだけそういう使命に恥じないように、また貸し出しに伴つて行き過ぎ等もございませぬように、それらにつきましても、十分金融機関の自肅自戒を求めなければならぬ。また彼らとして、良識ある判断でそれに努めておるといふふうに、私たちといたしましては信じておるわけでありまして。なお経営の合理化、内部留保の充実というような点につきましても、金融機関の經常収入と經常支出の割合は、各金融機関一率でございませぬが、一つの目安を示しまして、その収支率をこえないようにというふうな指導もいたしておるわけでありまして。つまり金融機関といたしましては、はなはだこまかいところまでも氣を使ひまして、経費の節減に努めるといふことは当然でありまして、そういう意味におきましての経費の節減もはからせる。それから貸し倒れ準備金、あるいは価格変動準備金というやうな、いわゆる内部留保を厚くするといふことも、金融機関といたしましては当然心得なければならぬ点でありまして、これらにつきましても、金融機関にも努力をさせるし、われわれといたしまして、いろいろ具体的な相談にも応じますし、また指導もいたしておるといふやうなことであります。

要は、資金の吸収にも、あるいは資金の運用にも、あるいは経営の合理化にも、あらゆる点につきまして金融機関としては努力をいたさなければならぬし、また役所といたしまして、常に

そういう指導に當つておるといふのが現状でございします。

○横越委員 そうではなくて、私の聞かんとしていることは、もう少しこの経営の指導ということも、根本的に大蔵省としての対策が必要なんじゃないか。それがない限りは、取締り法規だけではだめなんではないか、こう思つておる。というのは、たとえば、今は信用組合は府県知事の免許である、その他は大蔵大臣の免許である、その差はありますが、しかし免許した事業がゼロから出発をして、預金量も大きくふえていく。この段階において順調に伸びていくものはそれで差しつかえないが、順調に伸びなかつた場合の方、そういうものに対しては何ら手がないでしよう。今の大蔵省のやり方としてです。これは、たとえば預金量が大きくなつてきた、もうこの金庫なら金庫は大丈夫だ、そういうふうな段階になると、これは金融公庫あるいは何々金庫の代理店というものもやらせる。いろいろの信用価値はふえてくる。これがまた伸びなかつた非常に弱小の場合においては、全然見向きもしない。だからいわゆる植木を植えても、この植木を植えたばかりの一番大事なきにつつかえ棒をしないで、すっかり木が植えていて、もう動くことがないやうになつてきてからささえ棒をしようといふのが今の大蔵省のやり方なんです。問題はそうではなしに、植木を植えた場合に、まだつかつかぬかわからない、この時代にささえ棒がほしいという、これが大蔵省の中に指導理論として入つてきて、それが具体的に実現されなかつたならば、私は取締り法規のみでは、不足なんではないか、こ

ても、これは個々の金融機関、あるいは金融機関の種類によりまして、一がいには申されませんが、やはり金融機関としての公共性にかんがみまして、資金の貸付その他において、できるだけそういう使命に恥じないように、また貸し出しに伴つて行き過ぎ等もございませぬように、それらにつきましても、十分金融機関の自肅自戒を求めなければならぬ。また彼らとして、良識ある判断でそれに努めておるといふふうに、私たちといたしましては信じておるわけでありまして。なお経営の合理化、内部留保の充実というような点につきましても、金融機関の經常収入と經常支出の割合は、各金融機関一率でございませぬが、一つの目安を示しまして、その収支率をこえないようにというふうな指導もいたしておるわけでありまして。つまり金融機関といたしましては、はなはだこまかいところまでも氣を使ひまして、経費の節減に努めるといふことは当然でありまして、そういう意味におきましての経費の節減もはからせる。それから貸し倒れ準備金、あるいは価格変動準備金というやうな、いわゆる内部留保を厚くするといふことも、金融機関といたしましては当然心得なければならぬ点でありまして、これらにつきましても、金融機関にも努力をさせるし、われわれといたしまして、いろいろ具体的な相談にも応じますし、また指導もいたしておるといふやうなことであります。

要は、資金の吸収にも、あるいは資金の運用にも、あるいは経営の合理化にも、あらゆる点につきまして金融機関としては努力をいたさなければならぬし、また役所といたしまして、常に

う考えておる。現実の信用金庫や信用組合がみなそうでしょう。小さくて伸び悩んでおるものに対しては、今解決する方法としては、これを指導して合併させる以外にはほとんどない。解散ということ、あるいは営業停止というものは最悪の事態であります。そういうようなものに対しては、合併を勧め、以外には方法がない。これを伸ばしてやる時には、具体的な方法をとおらない、こういうことなんですか、そういうふうなものに対する対策というものを立てるべきじゃないか。これは、官吏としてはきわめて危険なもので、足をつつ込むということになるだろうと思う。そんなところに足をつつ込んで金を出したならば、大へんなことになるからして、今までの人はみなやらないわけなんです、しかしそれをやる考え方というものが出なかつたなら、ほんとうの指導監督行政というものは私は伸びないと思う。今言つてもこれは答弁として引き出せないと思うのですが、これはやはり考えてほしいと思う。

それからこの導入預金の問題をいろいろ考えるならば、この導入預金の根拠は何からきたかというならば、これは貸金業からきておる。その前が保全経済会であり、あるいはいろいろなやみ金融がばっこして一時これが倒れた。倒れたものがどこへ行くかというところを見ていたところが、これがみな安全投資の世界を求めて、導入預金となつて三流金融機関に入り込んできた。このときに、やみ金融が倒れたときには、大蔵省の態度というものは、ほとんど手を打つておらない。これが

ほとんど倒れてしまつて、もう大体社会的に葬られて解決がついたというところになつてから一応の手を打つておる。今度もまた、この導入預金という問題も世間的に批判をされて、社会の常識となつて、一般的にはもう導入預金というものは通用しなくなつたときになつてきてから、この種の死文にひとしいところの法律を出してきておる。これは法律のあり方が二年も三年も手おくれなんだ。これは今は議題とされてないが、準備預金制度は、昨年日銀の貸し出しが二百億台になつて、もう日銀がこのままでは操作力を失うからして、こゝで支払い準備預金制度を作らなければならぬということになつた。ことしになつてくると、そんな法律は必要でない、去年のときは必要だつた。必要なきときには法律が出ない。必要でなくなつたときになつてから法律が出てくる。大蔵行政というものは、一年も二年も常におくれている。ここに問題があるのであります。それから今導入預金の問題について考えてみても、貸金業に対してはやはり放置したまま。この導入預金の問題がどこにいくか、これについての見きわめ方あるいは見通しの立て方、これをあなただ方はどう持つておるか、この点を一つ承りたい。

（黒金委員長代理退席、委員長着席）

○東條政府委員 手おくれのないようにいろいろ法律案を準備しろという御注意でございます。私の方もいろいろ検討はいたしておりましたが、御指摘のように、至らぬ点もあると思ひます。今後十分御趣旨に沿ひまして、いろいろの問題につきまして適時に処置

をいたさなければならぬ、この点は御注意の通りであります。われわれもいたしまして、今後よく努めて参りたいと思ひます。

なおよいなことでございます。準備預金制度につきましても、いろいろ検討いたしました結果、やはり一つの金融制度としてぜひこの際お願いしたい、こう考えておりますので、最近日本銀行の貸出金がふえておりますけれども、現状においてなおかつ必要であるという御判断のもとによろしくお願い申し上げたいと存じます。

それから導入預金の資金源というのが、こういう法律が成立して一体どこにいくのであらうかというお尋ねの点でございますが、これはなかなかむづかしい点だと思ひますが、やはり一部は、現在貸金業者は、御承知の通り都道府県知事に対する届出というところになつておりますが、相当そちらの方の資金に回るといふことも考えられるのではないかと、あるいは一部は正規のいわゆる貸金業者といふことでございませぬ、個人的な貸借関係の資金に回るといふことも、これは当然予想されると思ひます。しかし私どもといたしましては、こういう資金の行く先として最も望ましいと思ひますのは、これが正規の金融機関に対する預貯金になりますとか、あるいはいろいろ有益な有価証券の投資に向けられるとか、さうな、国民経済的に見まして意義の高い使途にこういう資金が向けられるということが望ましいと思ひますのであります。事柄の実態は、今申し上げましたように、何も一つの方に必ずしも向いていくというこ

とでなくて、各方面にこういう資金が分散的に運用される結果になるというふうに、私といたしましては判断いたしております。

○横橋委員 貸金業に対する見通しはともかくとして、それならば貸金業といふものをこのまま放置しておくかどうか。今日の段階において日歩三十銭まで認めておるといふことは、三十銭の高利率でもって成り立つ事業、あるいは成り立つ仕事といふものがあるといふふうなことを認めておるのか。こういうふうなものに対しては、もつと営業の根拠を与えて、あるいはまた高金利を取り締まるか、そのどちらかをして、これをやはり正常な金融のルートの上に乗せていく必要があるのではないかと、こういうふうなことを考へておるのかが、御意見はどうですか。

○東條政府委員 横橋委員御承知のごとく、現在貸金業につきましては、出資の受入等に関する法律におきまして、届出によつてその業務ができる。また都道府県知事は、この貸金業につきましても、調査をしたり、あるいは報告をとることができるといふことになつております。またこれにつきましても、今お話しのごさいますように、一日三十銭をこえる金利を取つてはならないという、第五条に高金利の取締りの規定があるわけでありまして、この貸金業の法律的制度が現状のような制度でいかどうか、これにつきましても、いろいろ検討すべき点はあると思ひますが、私どもといたしましては、さしあつては、現在の法律でもって貸金業の規制をいたしておる程度でまず適当ではなからうか。また御指摘のごさいました高金利の点であります

るが、これも、法文で国会がおきめになれば下げられることではあります。が、やはりこれは社会の経済的な実勢といふものをあまり無視しても、結局法の実施が円滑を欠く、徹底を欠くといふことになるわけでありまして。私ども先般各地の財務局をして、実態調査といふような大それたことを申すつもりはございませぬが、ある程度貸金業者のいろいろ調査をしてみたのであります。したが、なお今日におきましては、日歩二十五銭といふような見当の金利が相当多い。一ころに比べますと、貸金業の金利といふものもだんだん実は下つて参る趨勢にあるといふことは、調査の結果承知いたしております。承知いたしておりますが、まあ相当大きな割合が二十五銭見当を中心にして動いておるといふような実態を見てみますと、あまり現在の第五条の三十銭といふものを下げるといふふうな踏み切るのもどうであらうかという気がいたしまして、今度の国会におきましては、まだ法律案として御審議をいたさず、まだどこまでいかなかつたのでございませぬ。いずれこの問題につきましても、私は適當な機会には、金融制度調査会等も参りますから、この貸金業の問題等につきましても意見を聞くのが適當ではなからうか、こう考へておりますが、現状におきましては、さうな判断をいたしております。

○横橋委員 今の局長の答弁は、業者の方に対する擁護論であります。これを借りて利用する人の立場といふことは、一向に考へておらない。二十五銭で貸しておるから三十銭といふこともまだいいのじゃないか、こういうふうな御意見なんです。この二十五銭で借

りた者が、一体それだけの金利を生むだけの活動をすることが出来るか。これは一流の大企業であるならばともかくとして、こういうような金を借りるという者はごく零細な、金利の半分もかせげないような人々がこの金を利用してゐる。これが銀行から銀行の金を借りる間の一時借りをみんなやりつておけるわけなんです。こういうような点に對して、これは貸す方の立場を擁護する考え方ではこの法律を作つていくか、あるいはこれを利用する人の立場を考へて法律を作るかというところは、観念の置きどころです。今の局長の観念は、貸金業者に對して観念を置いておる。これははなはだけしからぬ。現実に金を借りてやつていくというものは、貸す方もあるいは尙流にならないかもしれないが、これを借りて運轉する方がまずその金によつて正常な行為ができるということが中心でなかつたならば、日本の經濟の一環としてうものはやはりくずれんじやありませんか。この考え方を待つなら、この貸金業者というものは、やはり高金利の取締りということ、それからこれに對する營業の根柢を与えるということ、こういうような点について、今簡單な方法でやつていますが、もっとやはりしっかりとした方法で、金融正常化の一環の中に加えていくべきだと私は思ふのです。

う者は、あまり貸しい層ではない、あまり貸しい人は質屋に持つていく物がない、相当程度の内容のある人が質屋に行くのだけれども、しかし、それはそう高い層でもないということも言ひ得るのです。そういう零細な者の金融の中から取り上げたものの大半を國家が吸い上げるというようなあり方というものは、これは正常ではないのである。従つて、他の方に對して特別措置法であるとか何とか減免措置を講じていくのならば、こういうような金利のものに對してこそ減免措置を講じて、質屋なんかを利用する場合の金利に對して、利益というものを極度に押さへ、押さへていくからには、税金もまた押さへていく、こういうような方法で指導しなかつたら、今の日本のこの金融行政というものは、大きな銀行に對する行政というものは、手が届いておるが、中小企業以下のものに對してはほとんどその手が回つておらない。現実に何ら行われていないということ、今日行政の最大の欠陥である、こう私は思ふのであります。この點に對する局長の答弁とともに、將來に對する意見を一つ承わりたいのであります。

とでありまして、もちろん正規の金融機関のみで必ずしも一般の資金の融通が行われておらない、これも申すまでもないことでありまして、国民金融公庫というやうないわゆる政府関係機関が相当小口の資金の融通に當つておるということの社会的意義も、一般の金融機関では足りない面を補充的に金融して參入するという大事な仕事をやつておるといふことは申し上げるまでもないことでありまして、しかし、なおかつそういう一般の金融機関、あるいは政府関係機関ではまだしも十分でないのであつて、そこに貸金業者でありますとか、あるいは質屋でありますとか、そういう金融機関、あるいは業者というものが發生しておるといふことも、これは一つの社会的な事実でありまして、われわれといたしましては、そういう一般の金融機関、あるいは政府関係機関の手がさらに広くまた深く及ぶように、この上にも努力いたさなければならぬけれども、それで持つてまだカバーしきれない面があるということも事実でありまして、その意味におきまして、こういう貸金業者あるいは質屋という問題が出て參るわけでありまして、そういう場合におきまして、やはりこの金利の点その他につきましまして、一般の金融の点の他の規制を講じなければならぬといふことも、これは御意見の通りであります。ただ今日の三十銭といふものが果して妥当であるかといふことになりますと、どうも現状からすれば、高いことは高いが、これを一律に下げるといふことは、社会の實情に沿わないのではなからうか。われわれの調査では、そういうような感じをただいま

持つておるといふことを申し上げた趣旨であつたのでございます。一般の貸金業者、あるいは質屋営業といふものをどういふふうによつて今後処理して參るべきか、なかなか困難な問題であると思ひますが、仰せのように、はなはだ社会的に重要な問題でございますので、今後ともわれわれといたしましては、十分この上にも努力もしますし、またそのあり方等について検討を續けて参りたいと存じます。

○横銀委員 高金利に關連して、先般來、通信委員會では電話金融の問題がつかつてきた、これは御存じのことだと思ひます。これもまた電話を担保として融資をする場合に、現在相当の高金利でこれが行われておる。そのところから問題が發生して、電話に關する金融といふものは、今の一般の高金利の例ではなくして、もっと低利の金融によつてこれを行いたい、また行わなければならぬといふやうな点で、通信委員會では、先般來審議されておるわけですが、これに對するところの局長の御意見を承わりたい。

○東條政府委員 私どももこの電話を担保にする金融の問題は、ずいぶん長い間、前から研究課題であつたわけでありまして、いろいろ関係省と相談をいたしまして、大蔵省といたしましては、この電話を担保にする金融といふことは、一般金融と申しますか、広く大衆のための金融に適當であらうといふ判断をもちまして、電話担保金融の道が開けるやうな法制的な措置を講ずることはけつこうであるといふ態度をとりました。関係省に連絡いたした次第であります。

○横銀委員 一般金融と同じにすると

いう意味は、高金利の中において行ふという意味なんですか。それとも一般の大蔵大臣の免許事業であるところの金融、そういうものと同じ水準において金融を扱はせるという意味ですか、そのどちらですか。

○東條政府委員 電話担保の道が開かれました場合におきましては、大蔵省で監督をいたしております金融機関としても取り扱えるということに相なるわけでありまして、そういう金融機関は成規の利子を徴しまして、電話を担保にして貸付を行うことに相なるわけでありまして、それで、もし正規の金融機関でないところで、その電話を担保として金融をするという道がこれまで同様開かれますならば、これは先ほど來申し上げておりますやうな正規の金融機関に比べますと、高い金利で持つて資金の融通が行われるということに相なるわけでありまして、つまり私どもの方が関係省に連絡いたしました意見は、電話を担保にして金融をするという道を法制上開こうじやないか、そうすれば正規の金融機関も扱へるし、その場合においては正規の金融もつくと思ふ。しかし何れも正規の金融機関に限るということでもないだらうといふことを、われわれといたしましては回答をいたしております。

○横銀委員 現在では、電話の担保といふことは、加入譲渡権といふ形をなしておる。そして、その他の質権設定等は全部禁止せられておるわけですが、これに對する道を与えるといふことになるわけですね。そうすると、これは大蔵省自体が立案をして行いま

すか、それともその他の機関で行うのを待つか、その辺のところはどうですか。

○東條政府委員 主務省といたしましては郵政省がこれに当たっております。それで、相談を受けておりますところは、金融の関係でございますので大蔵省、それから中小企業金融として非常に意味の高いことだという意味におきまして、通産省の中小企業庁がやはり同様な関係として相談を受けておる、そう承知しております。主務省は郵政省でございます。

○横越委員 それではその点はわかりました。現在の不当契約の法律等と関連をして、なお残っている問題を見る

ときに、昨年、一昨年と起った常盤相互の問題が明朗に解決をしていないと思ふのです。常盤相互の場合の例は、預金者が金を預けたところ、自分の通帳には五十万円なら五十万円がそのまゝ預金として記録をされておる、しかし向うの元帳には十万円しか記載されない、そこで、四十万円というものはこれを取り扱った窓口の何人かの者が横領したというようなことで、銀行側ではこれを払わない、そこで預金者の方ではこれを裁判によって解決をつけようというので訴訟を起しておる。こういうような例が出ておるわけですが、いろいろ預金や金融の問題を論ずるときには、何かというならば預金者の保護ということが最大の金看板である。預金者保護の上からいって、こういうふうな指導する、こういうふうな監督するということがあるた方の指導行政上の金看板なんです。ところが、一たびこういうふうな事件が起ると、預金者というものはどこかへいつ

てしまつて、金融機関をつぶしてはならぬ、こういうふうな行政に委つてしまふ。そこで、もしもこういうふうな常盤相互が銀行という信用上の最大の問題を出すならば、これは当然自分の行員が窓口で扱ひ、部内で扱った問題なればならぬ問題なんです。ところが、こういうふうな段階になると、金融機関をつぶしてはならぬと金融機関の保護を第一にして、預金者はどこかにいつてしまふ。これはふだんやつておる預金者保護という行政から非常に離れた指導の方法ではないか、こういうふうな考へておるのですが、こういう事例に対してはどう考へておられるか。

○東條政府委員 常盤相互銀行の具体的な御質問でございますが、私どもが承知をいたしておりますところは、その預金が正当に銀行の権限のある責任者により取り扱われ、正規の預金となつていないというところに、実はこの問題の問題点があるわけでございます。仰せのように、私どもは正当な預金者の保護ということにはあくまでも努力をいたさなければならぬ。御指摘のごとく、預金者の保護に欠けていて、金融機関側の擁護ということに傾いてはならぬことはお話しのとおりであります。ただ横越委員が仰せのように、従来のわれわれの態度が、ややもすれば金融機関本位に傾いておるのではないかと、いろいろの案件におきまして、私どもはとにかく金融機関の再建ということに最善の努力を尽すということが、広くその金融機関に金を預金したしております一般の預金者の保護になるのだ、あるいは特定の場

合に、銀行といふものはそれによつて、この預金者にはかわいそうだ、少し取扱いが酷ではないかというような御批判の場合があるかと存じます。それは、そういういわば非常的な措置を講じて金融機関を建て直すという考へが、あるいはもって立つていくことになるのだという考へ方から、実はそういう態度をとつておるわけでございます。それで、決してその金融機関だけの立場を考へておるということではありませんで、そういう意味において、金融機関の再建ということに努力をいたしておるというふうに御承知を賜わりたいと存じます。

○横越委員 金融機関の再建ということ、これは非常に大事だと思ふのですが、金融機関の最大のものは信用だと思ふのです。そこで、窓口で扱った者の数人の共謀で、五十万円が十万円にすりかへられた、この預金者の悲劇というものはどこにも解決点がない、裁判に訴えていくならば三年も五年もかかる。こういうふうなことで、これが今日まで指導してきた預金者保護の行政に反しないか、もしもこれは正規の預金になつていないというふうな言ひのあるならば、では一体預金者はそれを信用したらいいか、預金者として、銀行員そのものを信用するわけですか。従つて、各銀行から出張やあるいは月掛の集金やら、そういうものがどんどん来ても、これは銀行の通帳、銀行の行員であるという信用を信用して、日掛でなり月掛でなり、預金に依つておるわけですか。だから、一たびそういうふうな問題で銀行員が信用を落すような行為があつた場合に、銀行といふものはそれをしよつ

て、銀行の信用を保持しなければならぬ。その政策が行われなければ、それは銀行員が間違ひをやつたのだから、それに対しては責任を負わぬ、それは受け入れたことは受け入れたらしいけれども、しかしながら元帳には十万円しかないから、五十万円ということに信用することができぬというものは、銀行の発行しておる正規の通帳にそれだけの金額が記載されておる、取扱いの窓口においては正規の通り行われた、それでもなおかつこれに対しては裁判以外には解決点がないというのであつては、今日銀行行政の根本の信用というものはくずれる、こう考へます。

○東條政府委員 具体的な常盤の場合ということでは申し上げるのではありませんが、実は係争事件で、裁判の判決によつて処理しなければならぬという多くの場合は、ほんとうの意味の善意なる預金者というよりは、預金者を調べてみますと、その住所その他に於いて明確な欠く、そして相当事情を知つて、いわば中間の媒介をした者と申しますか、あつせんをした者と申しますか、そういう人たちと通謀しておるという事例が実は相当ございます。これはくれぐれも申し上げますが、常盤の場合が必ずしもそうだと申し上げておるものではございません。私どもの考へ方も、もちろん仰せの通り、金融機関は信用が第一でありますから、個々の案件に當りまして、個々の預金者の事情も十分考へなければならぬ。そういうことで善処できるものは金融機関において善処せしめるという態度をとつております。そういう意味におきまして、預金者と申しまして、なかなか個々の場合になつてみま

すと、いろいろ特殊性があるというところだけを申させていだきたいと思ひます。

○横越委員 しかし預金者の方は、法的には無知だと思ふ。どういふふうなことをやつてはいかぬとかいふことは知らぬわけですか。そして何とか相互銀行なら何とか相互銀行、あるいは常盤の場合なら常盤という看板をかけた店に行つて金を預けた以上は、その間にいくつ少の口聞きや何かがあつたとしても、これは、預金者としては善意の注意を払つておると思ふ。これが単に口聞きだけでやつたというのなら別だけれども、銀行まで行つて窓口で預金をしておるということは、やはり預金者としての正当な善意の注意を払つておる。にもかかわらずそれ以上のからくりがあつて、受け取つたところの通帳は五十万円だが、元帳は十万円にしかなつていない、これは一体だれが知ることができぬか、これはおそれく神様でも知ることではできないだらう。そういうふうな巧妙な方法で、銀行の正規の職員において行われたものがこういうふうなことであつた。それを調べてみるならば、からくりが少あつたとか、あるいはまた金融プロカーがその店に来るところまでを誘つておるか、そういうふうな過程はあるでしよう。あるけれども、預金者としては、それに渡さずに本店まで来ておる。こういうふうな点について、やはり同情すべきものが多々あるだらう。こういうふうな点について、銀行がこれを突つておる、これは金額が大きいから、これをしよつたならば金融機関の再建ができないということ、今日裁判があつて、裁判で銀行に

支払えという判決が出るならば払いましょう、そういうふうな態度を持ってやっておくことは、銀行の信用を著しく落し、また預金者保護に名をかりたところの金融政策というものの行政に相反するものである、こういうふうに考えるのであります。従つて、裁判の結論を待つというのではなしに、もつと銀行の信用を中心としたところの行政方法で解決をつけるべきではないか、こういうふうには考えますが、この点について伺いたい。

○東條政府委員 常盤の場合におきましては、片桐某という特定の人が実は預金を預かつておる。また本店に行きまして、正規の窓口へ出しておるといふ事例ではございません。そういう意味におきまして、特定の問題をあまり詳しく申し上げるのは私は差し控えたいと思ひますが、また預金者側のいろいろの事情を調べてみますと、今横銀委員の仰せのように、善意の預金者であるという断定を下すことが適當であるかどうか、その事実関係に実は問題がある、この問題については見えております。しかし全体の御趣旨として、金融機関は信用を重しとする経営をすべきである、善意の預金者の保護にはできるだけ事欠かぬようにやるべきであるという趣旨につきましては、御同感でありますので、できるだけ今後そういう指導をしていきたいと思ひております。

○横銀委員 常盤相互の場合について、やはり詳しく知っておると思うのですが、今の問題は、預金者の方に落度がある、従つて、これは払わなくても差しつかえないものである、こういうような解釈の上に立つての御答弁だと思ふのです。だとすれば、私の考え方と相隔ること千里の差がある。従つて、もう少し明確に、何がゆえに預金者に落度があったかというところをお述べいただきたい。

○東條政府委員 私の承知しておりますところは、預金者は、本店には参りませんでした、本来本店勤務でない片桐という人に個人的に金を渡した、それも正規の窓口ではないというようになやみ方をいたしておるわけでありまして、それからその預金通帳が転々売買と申しますと語弊がありますが、相當譲渡されておる。また譲渡の裏には、善意の預金者でないというように想定されますような節もある、さような観点から、これを一般の善意の預金者として断定することは困難であるというように考えております。

○横銀委員 預金者が銀行に行つて預金するといふのは、五十万なり百万なりという金は大金である。従つて預金をしてくれといふあつせんがあつたからと云つて、常盤の本店に出かけて参り、その窓口ではなほほど預けないかもしれないが、応接室に通されてお茶を出され、銀行員に接待されて、そしてその金を預けて、かわりに通帳を渡されておる、こういうふうな行為は正常な行為でないと言ふのか。とすれば、大口の預金をする場合に、何も直接窓口に行かずに、応接室でやるというところは通常の例でしょう。通常の例の方法で行われておるものを、この場合においては悪意の預金者であると言ふことは少しおかしい。これは太田だとか片桐だとかいうそういう陰謀を行なつた者が悪意の人々であつて、これに利用されて預金をしたという者は

は悪意はないはず。その間においては、あるいは預けてくれるならば特別の一分なり二分なりの金利を上げましょうというふうな約束につられたという点はあるまいか。その点の欠陥はおそらくあるだろうと思ひますが、しかし、五十万なり百万なりの金が十数万円にしかならなくて、あとの金は全部銀行に収奪されてそのまゝになつてしまつた、しかも、これに對しては裁判の結果を待たなければならぬというやうな点については、銀行に關する行政というものが、預金者の方に対しては、そういうわずかの傷をつかまえて悪意の預金者であるというふうな片づけておいて、金融機関の保護だけをしておるというやうなことは、當を得ない処置ではないかというふうに考えておりますが、その点をさらに伺ひたい。

○東條政府委員 あの案件につきましては、今申し上げましたように、本店勤務でない片桐という者を相手方としたということ、あるいはその預金証書というものが転々売買されるというやうなこと、預金者といひまして、本来正規の預金と信じて込んでおつたということには考えにくい節もある、で、実は私どもとしてもいろいろ勘案いたしまして、この案件は、金融機関の正規の預金として取り扱うべきであるという判定をいたすことはできないという事実判断をたゞいたしておるわけでありまして、応接室に通されたというところだけでもこの問題を考へておるということではない、こういうことだけは申し上げておきたいと思ひます。

○横銀委員 今言われた通帳が転々売買されておるというやうな趣旨、あるいはそういうことがあるのか、これは私は承知していませんが、売買をされておらずに、預金そのものが、五十万預金したものがそのまゝ十数万円と元帳にはなつておる、そのまゝの通帳を使つておるというやうな事例をわれわれは見えておるわけでありまして、これは今の局長の答弁の、転々売買されたといふこととだいぶ内容が違つておる。それからこの問題に對して、もう少し預金者側の意見、あるいは銀行の意見等を聞いて、現在の処理されているものに対して、さらに新たな観点から問題を考へてみる必要が、あるかないか、それをやるかどうか、この点を一つ伺ひたい。

○東條政府委員 ただいまのところは、私といたしましては、既定方針を變更するといふことは考へておりません。なお相當具体的な問題でございまして、一つ別途適當な機会に、横銀委員にこの問題につきましては御説明させていただくということで、御了承いただきたいと思います。

○横銀委員 今の点では、局長に入つての内容とはだいぶ違ふものが多いと感があります。従つて、この問題をまた新たに提起して取り上げてみたい。また銀行局の方としても、預金者保護に對するもう少ししっかりした考へ方を打ち出されるように、またそういう観点からこの問題も再検討されるように要望しておきたいと思ひます。あとの質問は支払い準備預金の審議の際に譲つて、一応この程度にいたします。

○山本委員長 石村英雄君。
○石村委員 ごく簡単にお尋ねいたします。金融関係の四つの法案が出ておりますが、準備預金の法案以外の三つは、不當契約にいたしましたも、また何かいふものにはいたして、いづれも大蔵省のお役人の無能力を告白せられた法案のように考えますが、いかがでございませうか。

○東條政府委員 銀行局におります私どもといたしましては、微力を尽して事務をとつておりますが、いろいろ不行き届きの点がございまして御叱正をいただいておりますことは、大へん恐縮に存じます。今後ともいろいろ努力いたして参りますので、この上とも御指導願ひたいと思ひます。

○石村委員 私は人を責めることがきらいですから、この程度にしておきます。

そこでお尋ねしますが、まあ無能力ではないと思ひますけれども、今度こういう金融状態になりました、またかつてのやうに両建、歩積みというのが行われるのではないか。これは、今まで金融が緩慢なときでも絶無ではなかつたわけですが、これが再び以前のやうに盛んに行われる傾向が出てきたと思ひます。これに對して、無能力でない大蔵省のお役人として、どういふ措置を敏速にとりになるか、御説明をお願いしたいと思ひます。

○東條政府委員 お話しのやうに、金融が比較的締つて参りますと、私どもといたしましては最も注意しなければならぬのは、両建、歩積みの問題でございまして、これにつきましては、すでに金融機関側におきまして、両建、歩積みを十分自粛するということがわれわれの方に申し出ております。これに

ましては、絶えずこの両建、歩積みの問題につきましては、報告を徴し、あるいは検査のときにその重点を置くというように、監督官庁としても配慮をいたしておりますが、何と申しまして、これは金融機関がその仕事をしつていきます場合の心がまえというところが根本であろうと思ひます。この点につきましては、従来とも十分警告をいたしておりますが、こういう事態でございまして、今後とも十分取り締まっていきたいと考えております。

○石村委員 お説の通りだとは思ひますが、金融機関の心がまえの問題だといふことでございしても、心がまええよかつたらこういう不当契約の取締りの法案なんか出さなくてもいいと思ひます。こんなものを出さなければならぬといふことは、金融機関を侮蔑したような法案だと思ひます。ところが残念ながら、現在の金融機関の心がまえは、決してほめるわけにはいかない。もうかつてのようなあの両建、歩積みを横行させないように、今後再びわれわれから大蔵省のお役人は無能力だ、こう言われぬように十分やっていただいたいと思ひます。

それから今度はごく小さなことをお尋ねします。われわれがつける附帯決議がどうも悪文だといふ批評を大蔵省のお役人がなさったようですが……（政務次官「だ」と呼ぶ者あり）まあ政務次官も役人だ。——不当契約の取締りに関する法律を見ましたが、これも悪文と言つたらいいか、わからないと言つたらいいか、大へん解釈に苦しむ、相当頭を冷やして読まなければわからないような文句があるのです。三条ですが、これは二条の一項、二項と

うらはらだと思ひます。預金者あるいは媒介をする者の禁止を、同時に三条によつて金融機関に禁止しているのだと思ひますが、この二行目の終りから読みますと「これらの規定に規定する旨を約してはならない」となつております。「規定に規定する旨を約してはならない」ということを単純に読みますと、金融機関が二条なんかを規定をする約束をしてはならないというようにとれるわけですが、「規定に規定する旨を約してはならない」というのはちよつとわかりにくいと思ひます。おそらく私の想像では、これは私の解釈が間違ひかもしれないが、「規定する旨」というのは、二条にいう「債務の保証をすべき旨を約してはならない」の「旨」という言葉をそのまま受けておるのではないかと、こう考へるのです。どうも日本語としては無理な書き方のように思ひます。私の解釈が間違ひをおればよいよ無理だといふことがはつきりすると思ひますが、御説明願ひたい。

○東條政府委員 「これらの規定に規定する旨」と書きました意味は、第三条は書き出しのところに「前条第一項又は第二項に規定する目的を有するものを相手方として」といふことで、第二項第一項あるいは第二項といふものの第三項の初めに一応引用いたしましたので、その重複を避けて「これらの規定に」といふ言葉を使つたわけでございます。はなはだお目ざわりでございますが、法務局、法務省あたりと十分相談をいたしました、いわば慣例的な法律の規定の仕方でございますので、御了承を願ひたいと存じます。そこで中身は何だといふことでござい

ますが、これは、今申し上げました第一項または第二項に規定してあるその中身の意味でございます。結論的には、今石村委員の仰せになりましたことをさしてゐるわけでございます。

○石村委員 これは国語学者を呼んできて尋ねた方がいいと思ひますが、こういう「規定に規定する旨を約してはならない」といふような例は、法律にはまだたくさんあります。

○東條政府委員 慣用語でございまして、ほかにも事例は多いと存じております。

○石村委員 むずかしい書き方をしないで、少々印刷は長くなつてもかまいませんから、わかりいい言葉を法律もやはり使つていくにしたいと思ひます。

それから次に「特別の金銭上の利益を得る目的」といふのが今度の一つの条件です。これは法律家なら簡単にわかると思ひますが、私は法律家でないからお尋ねしますが、その利益が金銭的に評価できるもの、こういう意味でございませうか。

○東條政府委員 お話しの通りでございます。やはり金銭的な意味を持つた利益、金銭に評価できる利益、こういうことであります。従ひまして、單純な物品といふようなものは含まれない。いわば財産上の利益といふ言葉よりは範圍が狭いといふふうに考へております。

○石村委員 ちよつとはつきり聞き取れなかつたのですが、物品なんか含まないといふようにおっしゃつたと思ひますが、たとえば横山大観の軸をもちろつたといふことは、金銭に評価すれば

いふ大きな金銭だと思ひます。すけれども、そんなものはやはり含まないのですか。

○東條政府委員 物品でございまして、いわば脱法行為をいたしまして行われております場合は、これはもう当然入るといふ解釈でありまして、横山大観の軸のごとき非常に高価なもののもちろんこの「金銭上」には入ります。

○石村委員 それから四條の二號は、ただいまお話しになつた脱法行為を禁止した規定だと考へますが、脱法行為といふものは、本来何も規定しなくてもこれは違反になるのじやないかと思ひます。この二號が特にそうしたことゝ規定したのは、二條あるいは三條の規定の網を広くしたといふ意味も含まれておるのではないかと思ひますが、たとえばどういふような点が特に四條の二號で禁止されることになるか、予想せられる例示をお願いしたいと思ひます。

○東條政府委員 最初に技術的な点でございしますが、最近の立法例では、やはりこういう罰則の場合におきましては、疑義を避けるというやうな趣旨から、脱法行為につきましても、こういういわば念のための規定を置くという立法例になつております。また立法の本旨からいいたしまして、やはりこういう重い罰則の規定でございまして、から立法技術的にもその方が適當ではなからうか、こう考へまして、最近の立法例に従つておるわけでありまして、そこで、どういふ具体的な事例があるだろうかといふ御質問でございしますが、先ほど横山委員から例示的なお尋ねがございしましたが、たとえば名前だけは預金をやつた保証料といふやうな名義で

とりまして、事実が第二條に該当する、あるいは第二條第二項に該当するといふ場合におきましては、やはりこの「特別の金銭上の利益を得る目的」だといふふうな判定できる場合が多からうと私は存じております。

○石村委員 そうしますと、この四條の二號は、脱法行為の禁止の念のための規定にすぎないといふことにとどまるわけですね。

○東條政府委員 仰せの通りでござい

○山本委員 前からちよつとお諮り申し上げました。質問通告をされた奥村又十郎君がたゞいまお席に見えぬ様子です。そこで、奥村君の御出席を待つて質疑をお願いするかと、それとも奥村君以外に他からは質疑の通告がございませぬので、この際質疑を終了したいか、こういう点を諮りしたいのですが、いかがでしよう。

「打ち切つて下さい」と呼ぶ者あり

○山本委員長 それでは他に質疑がないやうでありますから、両法律案に対する質疑はこの程度で終了するに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつて両法律案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのであります。が、討論の通告が別段ありませんので、討論を省略して直ちに採決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。お諮りいたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議ありません

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、兩法律案は全会一致をもって可決いたしました。

この際お諮りいたしますが、ただいま議決されました兩法律案につきましても、委員報告書の作成及びその手続等につきましては、先例によつて委員長に御一任願つてよろしくございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○小山(長)委員 この際、本委員会より所管事項調査のため委員を議員派遣として外国に派遣するという動議を提出いたします。

すなわちわが国の税制及び金融制度はなお多くの問題がありますので、海外各国におけるこれらの制度を实地に調査研究する必要があるものであります。特に關稅の制度あるいは外國為替の実施状況等、その他あわせて調査したい事項は多々あるものであります。本委員会は、四年前委員数名が議員派遣として欧米各国に派遣されまして、これらの調査を行なつたのであります。最近における税制及び金融制度、あるいは外國為替の制度、あるいは關稅の制度等調査のため、今回さらに欧米及び中南米各国に本委員会の委員を議員派遣として実現されたいのであります。よって、各位の御賛成を得まして、これが実現のため、委員長において善処されんことを要する動議を提出いたします。

○山本委員長 小山君の動議に御賛成ですか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 それでは、委員長において直ちにその善処について努力をいたします。

暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後二時七分開議

○山本委員長 それでは、休憩前に引き続き、會議を開きます。

臨時通貨法の一部を改正する法律案を議題として質疑を続行いたします。

質疑はございませんか。――質疑はないようでありますから、これにて本法律案に対する質疑を終了することにいたしますと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、本法律案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのであります。討論の通告が別段ありませんので、直ちに採決に入ることによつて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、これより採決に入ります。

本法律案を原案の通り可決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、本法律は全会一致をもって、原案の通り可決いたしました。

次に、横山委員より、ただいま議決いたしました臨時通貨法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

発言を求められておりますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 まず附帯決議の案文を朗読いたします。

臨時通貨法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

百円硬貨の発行に當つては政府は次の諸点に充分配慮をすべきである。

一、みつまたの政府買上量については今後三十一年度水準を下廻らないようにすること。

一、各種紙幣の廃棄率をたかめること。

一、百円硬貨の銀の含有量を可及的多くするとともにその大きさについては十円貨程度とすること。

一、印刷局造幣局の職員に対して、人員整理をせずその他労働条件の低下などなきやうに配慮すること。

以上であります。この内容につきましては、すでに本委員会の質疑応答を通じて政府の見解もただし、かつ具体的な問題については、理事会におきましていろいろと討論もされ、与野党一致した見解になつておる諸問題でもございまして、あえて説明をいたしません。が、全会一致決定されるよう要望いたします。

○山本委員長 ただいま横山委員より提出されました臨時通貨法の一部を改正する法律案に対する附帯決議について採決をいたします。お諮りいたします。本附帯決議を可決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、本附帯決議は全会一致を

もつて可決をいたしました。

○山本委員長 次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際お諮りいたします。本法律案につきましても、質疑及び討論の通告がございせんので、直ちに採決に入りたく存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よってさうに決しました。

これより本法律案について採決をいたします。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立多数。よつて本法律案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたしますが、ただいま議決いたしました各法律案に関する委員報告書の作成、提出手続等につきましても、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○山本委員長 次に、準備預金制度に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。横山重吉君。

○横山委員 準備預金制度の法案に關して、大臣の御答弁を少しく承わつておきたいと思ひます。きのう日銀の公定歩合の引き上げ問題については、日銀總裁を呼んで種々質疑を行なつたわけですが、十分なお答えを得ていないわけでありまして、さらにまた大臣

の御答弁を承わつておきたい、こう考へております。

この二月、三月におけるところの予算案の審議に當つて、大蔵大臣は積極財政を盛んに推進をしまして、日本はインフレにもならない、あるいはまたその他の不必要な摩擦等も起さない、こういうふうな言われて、積極財政を進めたわけですが、現実にはそれに反して、公定歩合の引き上げを行なつたり、金融引き締めを大急ぎでやらなければならぬ、外貨も必要額を割つてくる、こういうふうな情勢を招いてきたわけですが、こういうふうな情勢になることは、あらかじめあの予算等の通過の際に計算をしておられたのかどうか、あるいはその当時の見込み間違いでこういうふうな情勢になつたのかどうか、この点についての御意見を承わりたい。

○池田國務大臣 私からこういうことを申し上げるといふかと思ひますが、率直に申し上げますと、経済というものは生きものでございまして、そのときどきによつていろいろな様相を呈することは、やむを得ないのでございまして。ことに日本のように、その基礎が十分でなくて、しかも世界経済の動向にもいろいろの影響がありまして、国内におきましては、ときには行き過ぎたり、あるいはまた縮み過ぎたりすること、これは前提として、経済財政の運営において常に考へていなければならぬこととございまして。従ひまして、今の日本の現状は、どちらかといへば、民間の投融資はかなり旺盛でございまして、しかし民間の投融資に應ずるだけの基幹産業、すなわち主として

財政部門で見ていく方面につきまして、これは、これが引込み思案なのであります。そこでわれわれといたしましては、財政演説で申し上げましたこと、民間における産業のネックの点、ことに基幹産業の点につきまして政府が積極的にやろう、それから民間の方の分につきましては、相当の投資意欲があるので、この点につきましては、財政演説で申し上げましたこと、健全な金融の建前を保持し、すなわち預金の増加に見合う貸し出し増加で、しかもそれが適切な方面に向うことを私は期待して、そういうふうな努力をする、こういうことを申し上げておるのではありません。従いまして、その後における状況を見ますという、必ずしもわれわれが期待しておったごとく、預金の範囲内においての投資ということとをこえてるような節が相当あるのをごさいます。従いまして、私はこの金利の問題について、三月の中ごろ高率適用の緩和と一厘の引き上げをいたします場合に、日本銀行から相談を受けまして、適当な措置を考えましたゆえん

どうかということを考えますと、こゝしに入りましてからも、今の民間で考えております投資は少し行き過ぎではないか、こういう気がいたしておったのであります。従いまして国内の過剰投資、投資の行き過ぎをここで押えて、ひいてはまた国際収支、いわゆる輸入の増大、急激な増大を抑える補助的な意味において金利を上げることにしたのであります。

片一方一厘の値上げによりましてそれを緩和する、すなわち今後における弾力的金融政策の素地を作るといふことで、国会でも答弁いたしておたのであります。その後わが国の輸入が減るところか、かなりふえて参りました。お話し通りに、外貨につきましては、不自由とは申しませんが、こういうところで、適正な輸入にしてもやはり程度を考えなければならぬし、また輸入を抑えるということよりも先に、国内投資が日本の力に相応したもので

どうかということを考えますと、こゝしに入りましてからも、今の民間で考えております投資は少し行き過ぎではないか、こういう気がいたしておったのであります。従いまして国内の過剰投資、投資の行き過ぎをここで押えて、ひいてはまた国際収支、いわゆる輸入の増大、急激な増大を抑える補助的な意味において金利を上げることにしたのであります。

しからば、初めにおいてそういうことは考えていなかったかという御質問でございますが、生きものでございまして、状況を見ながら適切な措置をとっていかねばならぬということとは、三月の公定歩合の緩和のときから考えておったこととでございます。こういうことは、予算の編成のときには、こういうふうな場合にはこういう手を打つ、こういう場合はこういう考え方をするということは言わねえものでございまして、財政演説といたしましては、政府は積極的な健全な財政をとります、民間においては預金の増加の範囲内において貸し出しをするという健全な金融でいってほしい、こう言っておったのでございまして、将来金利の引き上げとか高率適用の緩和ということにつきましては触れていないというゆえんのものは、やはりそのときと

きによつて適切な方策をとるといふことが、財政経済政策の原則でございまして、財政につきましては国会の承認がございまして、金融政策につきましては、一応の見通しを、原則を立てて、そうしてその原則から行き過ぎるような場合にはこれを抑える、また行き足らぬときにはこれを助長するといふことは、金融政策の根幹をなすもので

でございます。私は見通しの誤まり誤まりでないという問題ではないと思ひます。

○横橋委員 積極財政を展開したときに、この財政は必ずインフレを伴ってくるであろう、こういうような考え方もとにわれわれは質問を続けたと思ふのであります。それが今の御答弁によると、弾力的な金融政策である、生きものである、こういうふうな御答弁であるが、それにもかかわらず、大

に四大産業が八百七十二億の投資が三十一一年は千十一億、化繊は二十一億のものが百三十億、化学工業は百一億のものが百四十五億というように二倍、三倍、あるいは七倍にも相当するようないわゆる行き過ぎと見られるやうなものが行われておるわけです。こういうやうな過剰投資に対して、大臣としてはどういふふうな見方をしておるのか。これが過剰投資であるか、あるいは正常な積極的な投資と見るか、この点についての御見解を一つ承りたい。

○池田国務大臣 三十年、三十一一年の投資の状況は相当旺盛でございまして、ことに三十一一年におきましては、かなりその度合いが上つて参つたのでございまして、銀行の貸し出し状況から見ましても、今のお話のように繊維部門、それから化学部門は、三十一一年度におきまして相当の銀行の貸し出し増

加が見込まれました。しかし片方におきまして、鉄等基幹産業におきましては、他の産業よりも貸し出しの増加が非常に少かつたのであります。今度三十二年度におきましては、われわれは今の基幹産業に次ぐもの、すなわち鉄鋼とか、あるいは石炭、あるいは電力等に相当の金に向うことを期待いたしておるのであります。従いまして、三十一一年度のように非常に合理化、あるいは投資の進んだものをそのままほっておき、またおくれたものをどしどしやろうということになりますと、先ほど申し上げましたように、資金の蓄積の範囲をこえますから、そこでわれわれは、財政投融資につきましては、必要欠くべからざるものでございまして、要欠くべからざるものでございまして、民間の方におきましては、全体として過剰投資にならないように、しかもまた従来相当投資が進んだものは少し手控えてもらつて、投資のおくれいてる方にこれを向けていこうという考え

方できておるのであります。

○横橋委員 投資はこういうふうな活発に行われておるのであるが、その結果が金融の逼迫を来たしてきておる。そこで、日本においてこの産業設備の更新は、戦後十年たつて、諸外国との競争からいって、これは相当程度更新しなければならぬという感じがしきりに叫ばれてきたのであります。従つて投資がどしどし設備投資になされるということは、これは大方の見方が一致しておつたと思うのです。ただ問題は、このやり方であつて、この設備の更新が必要部門に向つて、必要な程度の統制をされた設備更新が行われてゐるか、あるいは各社各様のまち

まちの態度からの設備更新を行なつてゐるのか、この間に何らの指導もしておらないのか。この点は、たとえば砂糖の日本における精製能力のように、実際上の必要な精製能力よりもその四割以上もの精製設備というものを、砂糖がもうかるからというので持つて、どしどし作つてしまふ、こういうやうな国家的な遊休設備を持つということとは、再び許し得ないところの問題である、こういうふうな考え方を犯さな

いところの用意というものを、そういう措置というものを、これをとつてやられたのかどうか。この点について承りたい。

○池田国務大臣 お話しの点はまことにものごとでもございまして、しかし今の実情をいたしましては、最近砂糖糖におきましてはございせんが、一番問題になりますのは紡績関係の点につきましても、あるいは生産制限という点のみならず、設備につきましても制限をしようとしてみますと、なかなかそれが実際に効果が上がらないのであります。制限しようとする前に急にこれがまた増加したりする等、いろいろの困難な点はございまして、また一つの産業につきましても、これは必要だといふので認めましても、経営者の立場から見ますと、絶対に必要な部門を拡張改善するのみならず、付属設備とか、あるいはまた今後ともこういうことがあろうかというので、相当設備を大規模に計画しがちなものでございまして、そういうところの、この分が必要最小限度、これは将来に必要になるかも知れぬ、これは大した問題ではないといふことを区別することはなかなか困難でござい

ます。従いまして、これを總体的にうまくやうていくのは、やはり金利を引き上げて、あまり投資してもその金利が償われぬぞというところを見ることが、一番効果的であると私は考えるのであります。個々の企業につきまして、個々の工場についていこうと、ああしろということは、なかなか困難でございます。今回の金利の引き上げの点も、そういうことを考えまして、必要であらうが、できるだけそれを必要最小限度にとどめていただきたいということが、やはり日銀總裁なんかの考えておられるところだと私は思っておりますのであります。

○石村委員 関連して……。先ほどの横銀委員の質問中、財政投資のことでもちよつとお尋ねしますが、財政投資の公債債なんかが、約八百四十五億ですか、あるわけですが、最近の新聞を見ますと、日銀の公定歩合のせんだつての引き上げに伴って、公債債の消化が不可能になった、こういうようなことが伝えられておりますが、政府としては、もし現在消化ができないとすれば、最初予定せられた発行条件なんかを要えて消化に努められる御意思があるのかどうか、あるいは最初の予定通りに消化はりっぱにできるといってお見込みであるかどうか、お話し願いたいと思います。

○池田國務大臣 結論から申し上げますと、政府の計画いたしております財政投資関係の公債、社債の発行は、可能と考えております。その理由を申し上げます。今回復付金利につきまして二厘上げました。民間の方もこれに追随してくると私は考えております。そうすると、社債や公債を持つよりも他の貸付をした方がいいというの

が普通の考え方でございます。しかし、その場合におきまして、銀行の資金源を見ますと、今度は短期のいわゆる普通預金等につきましては、ある程度の預金金利の引き上げをいたしました。銀行の資金源の大部分を占めする長期性の預金につきましては、据置をいたしておるのであります。この点は、われわれが石村君のような点を考慮いたしまして、この際長期預金金利は引き上げない、そうして公債債の消化に努めていく、この措置で私はいきと考えておるのであります。また銀行も、その公共性にかんがみまして、一般に貸し付けた方が得になるといふふうなことはかりでいくべきではございません。これは、私は良識ある銀行家は、われわれの期待に合致してくるという確信を持っておるのであります。そういうふうにしなさいと、貸付金利を上げる必要があつて上げた場合に、全部の金利を上げて、そうして全体の長期資金にまで金利引き上げというふうなことをやることは策の得たものではございません。銀行の間におきましては、新聞の伝うところでは、定期預金金利まで上げたいという気持があつたやうでございますが、私は臨時金利調整法によりましての考え方としては、長期資金の預金金利は上げるべきにあらず、公債債は今の水準でいくべきだという考えを持ち、またそれで今後指導していきたいと考えております。

○石村委員 現在の日本の公債債の消化は、個人消化というものは非常に少く、大部分は金融機関の消化に待つことが非常に多いのではないかと、個人が非常にたくさん公債債を買つておるなら、大蔵大臣のお説の通りにあるはいくかと思ひますが、金融機関に大部分依存しておる現状から考えますと、これは、結局大蔵大臣の言う金融機関の一つの良識に期待せざるを得ない、こういうことになると思ふ。金融機関の良識に大蔵大臣は非常に期待はされておりますが、経済の実態からいくと、銀行も良識々々と言つたつて、そろばん勘定もいろいろありましようし、金利が全般的に上つてくれば、公債債の金利も上げてもらなければ困るというの無理のないことではないか、こう思ふのです。大蔵大臣としては、その良識に期待されたいが、近い将来において、この計画された公債債は完全に消化できるという自信を持っていられしやるのかと思ふのですが、どうなんですか。

○池田國務大臣 先ほど申し上げましたように、完全に消化される自信を持っております。その理由は、銀行の資金源の大部分とは申しませんが、相当の部分を占めておる定期預金の金利は上げておられません。預金コストはあまり上つておりません。しかも今の普通銀行の状態では、相当利益は上つております。しかも、今度は貸付金利を上げるということになると、もっと利益が出てくる。そうしますと、日本の経済に長い目で見て役立つために、社債、公債というものの金利水準を維持し、定期預金金利もこれでいくのが普通のやり方なんです。銀行も公的機関たる本質にかんがみまして、協力してくれることを私は確信しております。現にそういう心配をする人もあり、また新聞にも載っておりますが、これは早い話が、実情をごらん下さいましたら、私の言うことが誤まりでない、現に銀行の引き受けの方もどんだん話を進めておりますから、この点はあまり心配は要らないと思ひます。

○横銀委員 設備の増強あるいは更新に當つて、今までの答弁では、各社各様に行われておつて、その間における政府としての必要な、あるいは有効な統制等は行われておらない、こういうふうに聞かれますが、そうすると、實際上の力というものは、投資したところの設備というものが十分な力が出ない結果になつてくる。お互いに過剰設備をやつた上は共倒れになる、あるいはまた操業短縮をしなければならぬ、やがて一、二年の後には、こういうことを招く結果になるのではないか、こういうふうにおそれるのです。たとえば今の政府としてやらなければならぬ道路の整備ということ、はなはだしくおくれである。それにもかかわらず、自動車の方ではどんだん投資が行われるから、自動車産業だけは発達して自動車ははんらんする。それに対して道路の行政は非常におくれである。こういうことが、現実のあれにも出ております。あるいはまた工場の設備ということはどしどし行なつていくが、それに必要なところの電源の開発という計画が非常におくれであるために、そこにアンバランスができるのではないかと、この点に對して何らかもう少があるからして統制できないのだと言え、それまでであるが、しかしながら、野放しの自由経済ということはある得

ないものであつて、もう少しこういふような基幹産業の面については、何らか政府としての対策を立ててしかるべきではないか、こういうふうにお伺ひいたします。

○池田國務大臣 横銀さんと同じ考え方でも進んでおるわけでありまして、このままにしておきますと、各産業思い思ひに設備の拡張をして参ります。むしろ設備の拡張もよろしうございまして、しかし同じ設備の拡張でも、實際さしむき要るいわゆる工場の合理化、その他の最小限の拡張にとどめておればよろしいが、いろいろな付帯施設とか、あるいは必要以上の厚生施設とかいふものに出したがるものであります。それからまた土地でも、五万坪あればよいものを十萬坪買つておるかといふことになりやすいのであります。そこで私は、どうしても必要な産業をとらえてきて、必要最小限度にとどめてもらいたい。ということ、は、今の金利を引き上げますと、そんなに早く大きい計画を立てるといふこともないだろう、こういうので、金利の引き上げ等、いわゆる過剰投資を抑えるのが今度の措置であります。従いまして、今の公債債の問題につきましても、政府は、今の基幹産業、隘路産業に力を入れようというのでありますから、きのうも、ここで実行予算を作りますかといふようなお話があつたやうであります。私ははつきり言つております。実行予算は今のところ作る必要はないのだ、民間を押えて基幹産業、政府関係産業の分を進めなければいけない、こう言つておるのであります。

す。あなたのおっしゃる通りにいたしたいというので、公社債も発行できるように、そうしてまた民間の方で行き過ぎないようにするための措置が金利の引き上げ等でございます。今またここで御審議願っております準備預金制度も、今日日本では、こういう投資の行き過ぎを抑えるのにはいろいろな方法がございます。たとえば公定歩合の引き上げもありましょう。あるいは日本の特長な高率適用の問題もありましょう。これは邪道であります。しかし、そういうものよりもっと効果的なのは、銀行の貸し出しを抑えるための準備預金制度が一番有効なのでございします。ことにまた石村さんがおっしゃるように、公社債市場というものがないので、売りオペ、買いオペというものが外国のように行われません。しかしこの売りオペ、買いオペをやるようにするのは、今言ったように、公社債というものがずっと普及いたしまして、公社債市場というものがないわけではならぬ。日本は公債を出しておりません。社債も徴々たるものであります。しかも銀行が持つというような状態でありまして、今後公社債市場を拡大すること、そうしてまた日本では、月賦販売制度もございせんが、外国では、金融の引き締めにより生じてくるものは、まず月賦販売制度の強化、支払い準備預金の活用、その次には買いオペ、売りオペ、その次にくるのが公定歩合の引き上げであります。日本では公定歩合の引き上げしか打つ手がない。ほんとうにあなたのおっしゃったような過剰投資をとめたり、有効な方に金を向けようという制度が不備であります。そこで今回は、

この普通いわれております支払い準備預金制度を拡充いたしまして、また公社債市場とか、あるいは月賦販売制度というものは日本ではそう一年や二年では期待できませんので、この際日本が十分な態勢を整えて経済を伸ばしていくのには、少くともこの準備預金制度を強化しなければうまくやっついていけないのじゃないか。もしも今回のような場合におきまして支払い準備預金制度があつたならば、何も今石村さんから問題にされたような金利の引き上げとか何とかということなしにやっつけていただろうと思ひますし、少くとも選別的な余地があります。今の現状のように、公定歩合を引き上げるほかに金融措置がでないという国は、おそらく世界の相当の国にはないという状態でありまして、会期末であります。が急いで御審議をお願いしたいというのも、あなたの今おっしゃるような意味において考えておるのであります。

○横銀委員 金利の引き上げ問題をめぐつていま一つ出てきておる大きな問題、東北電力と北陸電力とが二割何分かの電力料金の引き上げを過産大臣に申請をしたいということだと思ひます。この電力料金の引き上げの理由については、まあいろいろあるだろうと思ひますが、特にこの内容の中での大事な点は、金利が経営を食つておるということですね。詳細なものは私見で、経営上の分析等を見ると、はなはだしく金利が経営を圧迫しておる。しかも、その金利の中心をなしておるものは開発銀行の金利である。開発銀行の金利は、現在六分五厘でこれが貸し出されておるのであります。もしこの

電力料金の改訂に當つて、この開発銀行の金利というものを現在よりも下げることができればならば、これほどの電力料金の値上げ問題は起つてこないのではないかと、こういうふうにも考える。あるいはまた金利引き上げの一つの傾向に伴つて、開発銀行の金利もまた上げなければならぬというふうなことになるならば、さらには電力料金の引き上げという問題も起つてくるであらう、こういうふうに考えるわけだが、この開発銀行の融資についてはどういうふうにか、また電力料金なんかの問題についてはどう考えておるか、この点御意見を聞きたい。

○池田国務大臣 まず東北電力のことからお話し申し上げますが、私は所管でございせんから詳しくは存じませんが、上げざるを得ない理由は、いろんな点があると思ひます。それは、各電力会社とは違ひまして——昔のように、一キロの発電が非常に安かつたというふうな場合におきまして、たとえば猪苗代湖のようなものは東京電力がほとんど持つております。しこうして東北電力では、最近の高くついた発電設備を持つております。だから金利が高いということがあります。今の設備のコストが、東京電力に比べて東北電力は非常に高くついている。しかも片一方では、電力料金が非常に安いといひ得ます。電灯料はあまり違ひません、少しくらい安いですが、動力の点に至りますと、東京電力に比べて三割前後、あるいは四割近くも安い。そうしますと、電力をたくさん使う会社は、東北地区へ最近ほとんど行つております。ますます不足するということが

なつております。こういうふうな関係で、各九電力会社の内容を見ましても、いい電力会社は債却を、東北電力よりも割合にして五割くらいたくさんしております。あるいは各電力会社は、何百億円の分を定額法でいくのが普通でございします。これを定率法でいきますと、初めの方の償却が非常に高くつくとありますが、内容のいい会社と申します。昔からの発電設備を持ち、今後もどんどんやっついて、しかも電灯料なんかはたくさん出る関西電力、東京電力につきましても、償却率というものは非常にたくさんやつても、なおかつ案に一割二分の配当ができる。東北電力なんかは、法定償却の最低限度までやつても、ほとんど一割二分の配当に困る。その原因はどこにあるかという、金利の問題よりも、今までの設備の分け方の問題からきております。従来電力が安かつたのをそのまま統いつないできておるから、もと通り他並みに電力料金を上げるとなれば相当やっつけましよう。しかし今までの関係からよき並みに、東北が東京並みに上げていくこともいかにございまして、検討してあるのであります。金利の問題は私は二の次だと思ひます。しこうして今度開発銀行の今の六分五厘の金利を上げるかという、これは上げません。上げるべきではないと思ひます。開発銀行は、御承知の通りあまりコストのかかつてないお金でございします。政府の出資あるいは対日援助見返資金のなりかゝつた分でございまして、コストのかからぬ分でございしますから、こういうところこそ政府は低金利でどんどんいくべきだと考えておりますから、六分五厘の

利子を上上げる気持はございせん。

○横銀委員 設備の更新がどしどし行われる、工場の計画が立つ。工場計画の速度と電力の開発の速度とは食い違ひを来しておる。そこで、各電力会社に対する電力需用というものは、はたしものがあるが、開発計画はこれに伴わない。しかも、今仰せのごとく、一キロワットの発電費用はもうすでに十万円をこえるに至つております。それは初めは、低地の方の、費用のかからない所に建設しておつたから、建設費は安かつたが、最近における、奥地へ奥地へと入つていく建設の方法、あるいはまたダム建設というところになります。これは膨大な費用がかつてくる。膨大な費用がかかることは、とりもなおさず建設費の増大、建設費がほとんど借入金でまかなわれ、借入金の利子はまた当然経営に対して圧迫してくる。従つて、今後の電力料金の値下げということは、今の状況では、経営のいい東京あるいは関西電力においても考えられないのではないかと。ましてやその他の電力会社においては、ここで上げただけにとどまらずに、次から次へと料金の改訂をしていかなければ、産業の需用に間に合はせることができないのではないかと、こういうふうに見るわけですね。そうすると、これは日本の産業としての大問題であるところの電力料金が、現在の程度にとどまらずして、次から次へと上げなければならぬ状況、しかもそれらの要素は、政府の貸し付けていくところの金利に大いなる関心があるというところになるのです。これは単に開発銀行の金利を上げないということにとどまらず、開発銀行の金利をもう少し

し下げて、いわゆるエネルギーの原価提供の精神を出していかなくったならば解決がつかないのではないかと、こういうふうに見ておられるわけですが、その辺に対する御見解を承わりたい。

○池田国務大臣 今後におきましての電力料金の問題のみならず、いろいろな点があると思うのであります。電力について申し上げますならば、東北、北陸は、先ほど申し上げましたような事情でございまして、ある程度東京並みまでいかなくても、それに近いところで大体ペイしていくんではないかと考えております。そういうことがあろうかと思ひまして、今の電源開発会社につきましては、東北地区の只見川あるいは田子倉等の発電を急ぎまして、東北の方への融通を考へる等、いろいろいたしますが、問題は、電力料金も上る、給金も上る、いろいろな点がイタチこつこつと上るといふ点が心配なのでございまして、上る理由があり、またその程度がめぐるならば、今から心配しなくてもいい問題じゃないかと私は思ひます。従ひまして、今の状態でアジャストできるものだけはアジャストして、徐々にいくのが、経済の安定拡大の道だと考えております。従ひまして、將來いろいろ問題が起つたときに――開港銀行の利子を下げたとき――という場合につきまして、たとえば東京とか関西は下げなくてもいい、あるいは東北は下げなければいかぬというふうな問題が起つたならば、そのときにまた御相談しておさくないんじやないか、今はいろいろなでこぼこをアジャストする程度でいいでいけるのじやないかという氣持を持っております。ただ私は、東北あるいは北陸電力の料

金を今直ちに申請通り上げることがいいか悪いかという問題でなしに、申請したゆえんのものはいくつとところから出ているんじゃないかと想像して申し上げておるので、上げることに賛成とか賛成でないとかいうことを言っておるんじゃないやございせんから、その点は御了承願ひしておきたいと存じます。

○横鏡委員 設備の更新問題とともに、外貨保有の問題は、輸入に対する政府の規制が適切に行われているかどうかということだと思ひます。日本の輸入は、同時にまた輸出を生む結果になつておるので、従つて、再輸出を伴うところの輸入に対しては異議はないが、国内の純然たる消費にだけ向けられるものに対してはなおかつ今日輸入規制を行なつていない理由、こういうことに対して、大臣はどう考えておられるか。

○池田国務大臣 個々の物資につきまして輸入規制を今からやるといふ考え方は持つておりません。と同時に、外貨は減つて参りましたが、そういう非常手段をとらなければならぬほどの状態ではないと思ひます。再輸出の分を入れるのなら、これは理屈上幾ら入れてもいいというふうには考えられませんが、いかに再輸出のものだからと申しまして、外貨を使い切つてまでストックしなければならぬことではないじやないか、再輸出に向けられる分でも、やはりほどほどにしておくべきだ、こういう考え方で、輸入金融につきましても、輸出の手形に對しましては金利の引き上げをいたしませんでしたが、輸入手形につきましては、他の商業手形と同じように引き上げた程度

にしておるのであります。ただ、昨日から行ひましたユーザンスの問題で、ポンド・ユーザンスの方を期限を縮小いたしたものは、やはりドルとポンドを同じ列に置いていくという考え方はあります。この意味におきましては、ポンド地域からの輸入に對しましての特例、ドルに對するよりもポンドに對する特例はやめたのでございませう。これも、輸入をどう思う存分にやるといふのはなしに、やはりある程度外貨を見ながら、国内経済の事情を考へながらやつていたきたいというのでやつておるのでございまして、今個々の品物につきまして輸入統制をやるといふ考えはございせん。外貨予算を組んだ範囲内におきましては、一応金融で引き締める程度でいいのではないかとたゞいまのところ考えております。

○横鏡委員 外貨の割當に對しては、不急不要のもの等に対する割當は、どの程度政府の措置があるいは統制が及んでおるのか、あるいは全くそれらを及ぼさずに、野放しのままで単に金融面だけを引締めるといふような、それだけの措置で行おうとしておるのか、この点をお伺ひします。

○池田国務大臣 品物によりまして、外貨予算を作り出すときにいろいろな制限をいたしております。個々の品物につきましてはワタをきめておるのでございませうが、今お話しのように、これは不急不要のものだと申しまして、片一方日本が貿易で立つ以上は、やはり輸出ということ考へなければならぬので、やむを得ず、たとえはイギリスからスコッチ・ウイスキー

を入れる必要はないと思ひますが、これもやはり今までのいろいろな関係で入れざるを得ない、また洋服地も、ある程度日本のもので十分と思ひますが、これも入れざるを得ない。自動車につきましてはできるだけ押えて、ほとんど入れないようにはしておりますが、旅行者あるいは駐留軍の関係で、ある程度その脚を断たぬという状態でございませうが、政府といたしましては、できるだけ、相手の関係でやむを得ずやる場合があるものであります。これは不急不急のものではないと思ひますが、お米なんかにつきましては、今さしむき入れなくていいようなものであります。が、確安その他日本品を輸出するため、必要以上と思はれるほどのものも入れざるを得ぬというようなことは例外的にあり得ます。しかし原則といたしましては、為替管理によりまして、お話しのような不急不急のものはできるだけ入れないようになつておるのであります。

○横鏡委員 大臣の答弁を承わつていふと、さういふ感じが受けるのであります。それから、強制的な統制があるいは規制措置を行わなくとも外貨事情は好転してくるであらう、そういう感じを受けます。そのあたりが、今變えられておる状態がストップして好転してくるといふ可能性、またさういふ見通しについてはどういふ考えを持っておるか、この点をお伺ひします。

○池田国務大臣 いまあなたの方から、池田は樂觀しているというお話がございませうが、決して樂觀していません。今度の金利の引き上げにつき

まして日本銀行の措置に賛成したゆえんのものも、手放して樂觀してない理由でございませう。また、ポンド地域のユーザンスの縮小とか、あるいは、さきに東京銀行に對してやりまして、最近東京銀行以外の為替銀行に對しましての外貨の貸付を相当部分減らしたといういろいろな一連のものは、私が手放しに樂觀してはいない証憑でございませう。決して樂觀していません。外貨事情をよくし、日本経済の健全な発達をはかりたいというので、日夜だれにも負けずに心配し考へておるのであります。

それならば、悲觀しておるかといふと、決して悲觀していません。ごく最近の十日間ぐらひはちよつと輸出の伸びようが少うございませうが、まあ長い目で見て、輸出はだんだん伸びていってあります。毎月々々伸びていってあります。これも、年度別に申しますと、昨年は前々年に比しまして四億ドル輸出の増加があるのでもございませう。今度も三、四億ドル、少くとも三億ドルの増加で、二十八億ドルになります。予算のときに御説明申し上げましたが、これをもちと伸ばしていきたく見込みの二十八億ドルをもつと伸ばしたい、こういうことではないかと存じます。

しかし、いかに輸出は四億ドルも伸びましたが、輸入はその倍も伸びてゐる。しかもこのごろの外貨の事情が、輸入増加のために悪いというのでございませう。片一方をできるだけ押えようと思ひますが、しかし、その押えよることによつて国内の経済の混乱を来たすということは、これは絶対に避けなければならぬ。混乱を来

さず、健全な歩みで進まず程度に国内の投資を抑え、ひいては輸入を抑えるという考えで進んでおるのであります。私は、ただいまのところ、伸びていく輸出をもう少し伸ばし、そうして非常にふくらんだ輸入をできるだけ押さえるために、国内投資をまず押えて、また輸入に際して特殊な便宜を与えておつたものをやめていこう、そうして、予算につきまして御説明申し上げた程度の、国際収支全体としては三十二年度はほとんど同じでいきたいと思いますので努力いたしておるのでございませう。見通しをいたしましては、輸入はこれから減っていきましよう。そして、輸出はこれから伸ばしていきまして、大体われわれの見通しの線では昭和三十三年度を迎えたという気持ちであります。

○横録委員 輸入を抑えて輸出を伸ばしたいということは、今に始まつた政策でなく、いつにおいてもそうだと思いますが、しかし、先ほどから質問していただきますと、投資に対するところの制限を行うと、この投資における制限が同時にまた輸出に対する制限にも一応なってくるであろうと考えるのであります。それならば、輸出に対しては何らかの措置を講ずるのかどうか、輸入も輸出も同時に押えるような金融の引き締め政策を行なつて、片方は押えることができた、片方は伸ばすことができた、こういうふうなうまいわけにはいかぬだろうと思つたのであります。片方を押えるならば、片方を伸ばすための輸出の振興政策、これに對しては金融面あるいは財政面の上からはどういふふうな措置をとつていられるか、お尋ねいたします。

○池田國務大臣 今回輸出を従来通りに伸ばすというので、輸出手形の方の引き上げはやめております。しこうしてまた産業のネックになつております鉄とか、あるいは電気、輸送の方面には、今まで通りに力を入れよう、こういうことにいたしておるのであります。それならば、これは輸出産業だからどうするかという問題につきましては、税制改正のときにおきましても、輸出に対する減免税措置は、ほかの分はやめまされけれども、依然として据え置いております。個々の問題につきましては、たとい繊維産業でありましようとも、これは特に輸出が必要だということになれば、各銀行は国全体の方向から貸し出しをしていくと私は思ふのであります。

○横録委員 それでは前に戻つて、支払い準備金の制度を作ることについては、大体昨年のような状態のときにおいて必要なものではなからうか。今のようない、日銀が貸し出しをしていく金利を高くしたり、あるいはまた貸し出しの金額を抑えよう、そういうようなときにおいては、準備金制度というものは大して効果を持つていないのではないかと。昨年のように、日銀の貸し出しが二百億にも下つてしまつて、このままでは銀行だけが独走をしてしまつて、日銀が何ら各銀行に對するところの手綱を引き締めることができない、そういうふうな状態になつたときに、あつて今日この準備金制度が議題に上つてきた、こういうふうに考えます。そのときから準備金をされて、その法律をさして必要としていないのじゃないか、こういうふうに考えておる

のですが、その点に対する見解、さらにまたもしこの法律が通つた場合において、直ちに各銀行に對してこの制度の発令を行う意思を持つておるのかどうか、この点をお伺いしたい。

○池田國務大臣 いわゆる支払い準備金制度の創設につきましては、私は昭和二十八年に吉田さんの特使として外国に行きました当時、いわゆる四千億円の近いオーバー・ローンのあるときから私は言つておるのであります。日銀の貸し出しがどうであろうと、先ほど申し上げましたごとく、日本が金融制度におきまして欠けるところがないというためには、公定歩合について日銀がやり得ると同様に、支払い準備金制度というものを金融制度に置くということが不可欠の条件であるということ、四千億円のオーバー・ローンのあるときから私は唱えておるのであります。従ひまして、ああいうものを二年前からいまして、いすれにいたしましても、この準備金制度は去年の春からもう話が出ておりますが、私から言ひしむるならば、四年前から言つておることなんでしょう。私は今発動するかしないかという問題よりも、日本の金融制度を整備する上からいつても、一日も早く施行いたしたいのであります。従ひまして、今御審議をいたして通過したらこれをすぐ使かうかという問題は、公定歩合といふものを今上げたが、今度はまたすぐ上げるかといふ質問に對しまして日銀總裁もよく答へぬがごとく、支払い準備金制度が通過したからといってすぐこれを使うかどうかということ

は、これまた答へ得られませうまい。しかし支払い準備金制度というものは零からいくのでありましようけれども、二百億圓くらいしか貸し出しがないときにでも支払い準備金制度を使へと言ふべきものじゃありません。二千七百億圓くらいあつたときは、支払い準備金制度は使われたいというものでない。それを制度として完備して、いつでもこれを使へという伝家の宝刀と申しますか、そこまでは申しませんけれども、その調節剤として完備しておくとすることが即金融の正常化をもたらしものである。これが動くといふことはあまりいいことではございせん。だからこれは使つて置かざるにかかわらず、やはり制度として置いておかなければならぬ。制度としてあるということが金融調整に必要だ。公定歩合の引き上げでいくか、支払い準備金制度でいくか、これはそのときの事情々々によるのであります。先ほど申し上げましたように、公社債市場も申し上げましたように、公社債市場もいし、月賦販売制度もないといふときに、公定歩合の引き上げ一本では経済に非常なしわを残すことがあり得る、少くともこの両方を使つていくべきだと思ひます。イギリスなんかは公定歩合と支払い準備金制度と月賦制度と、それから大蔵省の国債割引、この四つを兼ね合せてやつておる。日本には遺憾ながら一つしかありません。それは、繰り返して、これを早く置いていた方がいいといふことを申し上げておるのであります。今よく新聞で言つておりますが、今やつたつて、金をうんと借りておるときに必要ないじゃないか、あるいは金を一つも借りないときに支払い準備金をやるべき

である、これはまたたての一面ばかりを見ておるので、そういう議論は私には納得できない。いすれのときにおいても置いておくといふことは必要なことなんで、発動するといふことは、その事情々々によつて、いろいろ発動する場合もありましようし、ほかの分を発動して、これは動かぬ場合もありましよう、いろいろな手があると思ひます。

○横録委員 法律を制定するときは、いすれも背景があると思ふのであります。この法律を必要とする大臣は二十八年より叫んでおつたといふことを聞くのであります。具体的に、昨年のときには、だれの目で見ても一応そういうふうな準備がなされるのではないかと、いふような時期があつたと思ふのです。ただ、こういうように、各銀行が自分の預金の範囲の中で金融をするという状態は非常にいい状態である、同時にまた日銀としたならば、こういう制度を必要とする、そこにこの法律を出してきつた理由があつたと思ひます。そこで、今度のこういうような折衝の過程において、各銀行間の話し合ひで、当局はこの法律は作るのは作りますが、一応金庫の中へしまつておく、発動するのはしばらく様子を見てからだ、そういうふうな話し合ひといふか、そういうふうなことを各主要銀行の人々と話し合つて、その納得の上でこの法案を出してきていふのではないかと、いふような話をするのであります。そういうふうな話し合ひは行われておりませうか。

○池田國務大臣 私は昨年暮れに大蔵大臣になりまして、その後金融調査会というものがたびたび開かれたやうでござ

さいいまするが、一度あいさつに行つただけで、予算編成、あるいはいつと国会がありまして、そこへ出るひまがありませんでした。どんな話し合いがあったかわかりませんが、大蔵大臣としての所信は、先ほど申し上げましたごとく、公定歩合にいたしましたも、支払い準備金制度にしまして、これはないに越したことはない。そういうものを使わなければならぬようなところが起ることを望むのでございませう。しかしないにまさったことはないのです。法律自体はあつた方がいい、いつでも発動でき、それを使わなくてもいいような事態を馴致するゆえんであると私は思うのです。だから、これはせつかくあなた方に御審議願つて可決したものを、金庫の中へしまつて使わないというところは言えませんが、通つたからすぐ使うということも言えませんが、私は、こういう制度があつた方が金融の調節その他に非常に便利がいいと考えております。

○横録委員 銀行と中央銀行との関係の問題とともに、もう一つの問題は、各産業における自己資本と他人資本との関係が、正常化を基礎にするものならば、悪くても自己資本が六で他人資本が四という状況になつてこなければほんとうのものではないと思ひます。ところが一般的に見て、今日の資本の構成は、大体自己資本が四で他人資本が六である、こういう格好になつておると見ておるのです。こういうような問題を改める、あるいはまた是正するというような方向については、何らかの対策をお持ちになるか、お聞きしたい。

○池田國務大臣 私は、この問題についてはあなたと全く同感でございませう。えてして会社といたしましては、今のような税法のもとにおきましては、借入金によつてやつた方がいい。とにかく一割の配当をしようとするれば、二割五分の利益が少くともなければできない、こういうことになりなすので、えてして借入金によるような方法をみなとてきたのであります。こういうことはできるだけためなければいかぬ、こういうので、私は再評価を持ち出し、そうして二次、三次の再評価を勧奨し、そうしてまた増資払込資金につぎましては、二年間でしたか三年間免税しよう、こういうふうになつたわけでありませう。昨年も相当の払い込みが行われ、この一月には月に七、八百億の増資が行われたと思ひます。今ちょっとさまたやみになつておるが、この秋ごろからまた増資が出てきましよう。私は自分では、必ずしも全面的には賛成はしなかつたのでございませうが、増資免税なんかということも、これは借入金と自己資本のあれをよくするために相当役立つと思ひます。今あなたのおっしゃる四割六割の比率は、前は二割五分・七割五分、それから三割・七割、今は四割・六割になつておりますが、会社によりましては五割・五割、あるいは六割・四割という会社も出て参つておる。お話しに通りに、できるだけ増資によると思つておりますが、これは一べんにどうこうということはなかなかむずかしいのでございまして、徐々にお説のようになつていくように努力していきたいと思つております。

○横録委員 次に日銀法についてお尋ねします。大臣は日銀法の改正を考えていないかどうか。現在の日銀は、資本構成から見ると、五五割が政府出資で、四五割が三千二百人かの民間出資ということになつておるのですが、これはいろいろな意味はあらうと思ひますが、これを設立した当時においては、こういうふうな構成もあるいは必要だつたかと思ふのだが、今日日銀が中央銀行として、あるいはまた国立銀行として国策を遂行する立場から見れば、五五割の政府出資の銀行であるというところは、いろいろな面から見ても都合があるのではないかと、特に四五割の出資者に対しては、この株券とは正確に言わないまでも、株券を持たした。ところが株券は持たしておるが、一般株主権というものの行使は押えてしまつて、全然させておりませう。あるいはまた利益配当にしても、年間五割しかこれを行わない。非常に株主に対しては片寄つたところの株券に相当するものを与えておる。こういうふうなやり方もまた問題であるし、あるいはまた日銀という国策銀行、中央銀行という立場から見れば、これは全額政府が出資をして、政府の責任においてこれを行わせるべき立場にあるのではないかと、こういうふうに見るのだが、こういうふうな面についてはどうお考えになりますか。

○池田國務大臣 これは戦争中にできた法律でございまして、その後いろいろ変化しておりますので、私は日銀法につぎましては、再検討を加うべきだと思つております。従ひまして、今設けられております金融制度調査会におきまして、御審議を願つておるのでございませう。いかなる株主の構成にするか、あるいはいろいろな理事会、あるいは政策委員会等、万般の点につぎまして根本的に再検討を加えようという氣持を持つております。

○横録委員 日銀法について再検討を加えるという御答弁なので、大体それで満足しますが、日銀の今日の姿というものは、内容を見た場合に、民間会社等に対しては、二次、三次にわたるところの資産再評価を行つておるますが、日銀そのものは資産再評価もしておらない、資本金も一億である、あるいはまた業務用の不動産の所有も二十二億である。また金の保有について尋ねるならば、管理通貨であるから、金というものは大して意味がないといへばそれまでであるが、しかし金の保有が幾らであるというならば四億四千七百万、金の保有が四億四千七百万というのは、現在の価値においてその金額なのかというところ、そうじゃなく、これは三億四千五百五十萬の価格だ、こういうのである。そうすると、表面的には四億四千七百万という金額が出てくるが、実際上には、この四百五十億の価値を持つておる。四百五十億の価値を持つておるが、額面上においては四億四千七百万程度しか出てこないというふうな今日の経理のあり方というところは、これは日銀が非常に意圖を犯している理由だと思ふのです。こういうふうな点についても、これは早急に日銀の内部に対してもう少し指導監督、こういうふうなものを大蔵当局としてもやるべきではないか、こういうふうにお考えなのですが、大臣の見解を伺ひます。

○池田國務大臣 これは外国の中央銀行行なんかにございまして、今お話しした点と同じような問題ではございませうが、いろいろ今までのしきたりですつといつていられるところがあるのでもございませう。これなんかは適當な措置を講じなければならぬと思つております。たとえば日銀の金の問題につきましても、今換取貴金屬等の問題もございませう、いろいろな点からのかね合ひがありませうので、そういう点をお話しのようになつておる上におきましても、いろいろな点で、今後早急に御審議願ふことが多々あると私は考えております。

○横録委員 さらにもう一点だけ伺ひたいと思ひますが、二十五年だと思ひましたが、日本の証券市場が大暴落をしたことがある。この証券の大暴落のときに、東京証券から時の日銀の一萬田總裁に泣きついて、三十億程度の金融を依頼して、東京証券市場を救つたという話を聞くのでありますが、この間の事情について、そのときの大蔵は池田大蔵大臣だつたと思ふのですが、この辺の事情について御説明を願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 五年前の記憶、しかも日銀から三十億出したということについてはつきり記憶はありませんが、昭和二十四年の暮れから五年にかけましては、株式が非常な不況なときでございまして。従ひまして、ある程度市中から株を買つて持株会社をこしらへるとか、いろいろな議論があつたのでございませう。しかし私は、そういうことよりも、やはり自然の姿にしておいた方がいい、かえつて手をつけることは逆作用を及ぼすものだといふので、国会でいろいろ議論がありましたが、私も、そのまゝにいたしておつたので

あります。しかし株式の民主化という問題から、私は投資信託をやったかどうかという議論に対して、全面的に賛成をいたしまして、そうして投資信託を昭和二十六年ころからはつづき各会社が、四大証券を中心に始められたと思うのであります。従いまして、この投資信託制度が設けられましたことと、会社の内容がだんだんよくなり、日本の経済がずっと進んでいくことによりまして、株式に対する金融その他の面は、過去三、四年間開かないのであります。しかるところ今から二年あるいは一年半くらい前は、せっかく株式が相当発行せられましたけれども、その取引が非常に緩慢であつたというので、定期取引の問題が起りました。しかしこれもその後わが国の好況によりまして、取引市場におきます売買は相当盛んになった関係上、今はその声もまた落ちておるのであります。しかしこの株式というものは、御承知の通り上ったり下ったりするものでございまして。しかしおのずからそこにもやはり限度があるものでございまして、騰落について一喜一憂すべきではない。やはり日本の経済の見通しを見まして、適正なところに落ちつくものと私は考えております。三十億貸した、どういう理由でということ、今はつきり覚えておりませんが、そういうことがあつたやに記憶いたしております。

○石村委員　ごく簡単なことなんです、この前の一萬田大蔵大臣のときには、日銀の政策委員会について、一萬田さんはいささか消極的な考えを持っていたらっしゃるように拝聴したのですが、池田大蔵大臣としては、これは金

融制度の調査会等のことであつて、はっきりした御意見の表明というようなことはあるいはできないかもしれませんが、私見のものを一つお漏らし願いたいと思ひます。

○山本委員長　速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○山本委員長　速記開始。

○池田国務大臣　政策委員の問題につきましては、やはり日本銀行制度全般の問題として慎重に考えております。

○石村委員　では、これは大蔵大臣に私の希望を申し上げておくのですが、

池田さんは特に心臓も強いようで、なかなか強引に何でもおやりになるようですが、私が懸念するのは、政治家というものは権力を握つておるので、権力で何でもできるという錯覚に陥るおそれがあるのではないか、こういうふうに思ふのです。こういう資本主義経済、自由主義経済を前提とした日本において、権力で何でもできるということを考えてやると、先で大へんなことが起る。結局ドラスチックな非常な政策をとらなければならぬおそれがあるから、池田さんは十分いろいろお考えになつておやりになるでしようが、日銀の政策委員にしても、あるいは日銀總裁や何かでもかまいませんが、あまりに権力万能で、大蔵省の考えを一方的に強行するというものはないように氣をつけていただきたいと思います。

○山本委員長　それではまた明朝続行することといたしまして、本日はこの程度で散会いたします。

午後三時二十六分散会

〔参照〕
預金等に係る不当契約の取締に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年五月十八日印刷

昭和三十一年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局